

京 都 市 会 時 報

特 集 号

平成 2 5 年回顧

京都市会事務局調査課

平成 25 年を顧みて

平成 25 年（2013 年）は、オバマ大統領の 2 期目がスタートし、習近平が国家主席等に選出され、朴槿恵が韓国史上初の女性大統領に就任すると、新たな体制の下、5 月に米韓、6 月に米中、中韓の各首脳会談が行われた。7 月には 3 年ぶりにワシントンで中東和平交渉が再開されたが、しばらくして休止状態となった。一方、4 月に中国・四川省での大地震、11 月にフィリピンでの台風 20 号など、自然が猛威を振るった。また、PM2.5 を含む濃霧の発生が過去最高となるなど中国での大気汚染が深刻化した。経済面では、全体として弱い回復が続き、アメリカや中国で底堅い推移を見せるとともに、欧州では持ち直しの兆しが見られた。

国内では、1 月に大阪・桜宮高校で体罰自殺事件が発覚し、学校での体罰への関心が高まった。8 月には福知山市での花火大会で露店が爆発炎上し、イベントでの安全管理の問題が露呈した。また、昨年に続発した自動車暴走事故等を踏まえ、国会では 6 月に道路交通法の改正等が行われ、悪質な運転等への罰則が強化された。原子力発電関係では、7 月に原発の安全対策の新規制基準が施行され、9 月に大飯原発が定期検査に入ると国内のすべての原発が停止することになった。また、9 月には台風 18 号が日本を直撃し、初めて特別警報が運用・発令され、列島に多くの被害をもたらした。一方、6 月に富士山が世界文化遺産に、12 月に「和食 日本人の伝統的な食文化」が無形文化遺産にそれぞれ登録されるとともに、9 月には 2020 年夏季オリンピックの開催都市に東京が決定されるなど、世界から日本への注目が集まった。

京都市政を見ると、1 月には、清酒の普及促進条例を施行するとともに、京都市乙訓地域の公立高校で通学圏の統合等の新たな教育制度を策定し、翌年度から適用とした。2 月にフェエ市と、6 月にイスタンブール市とそれぞれパートナーシティ提携を締結し、3 月には新潟市と観光・文化交流宣言を調印するなど、国際交流、都市間交流が進んだ。また、2 月に国道 9 号千代原口交差点地下トンネルが、4 月に京都第二外環状線の沓掛・大山崎間がそれぞれ開通するなど都市基盤整備に大きな進捗があった。また、京都市動物園開園 110 周年等に当たり、7 月にラオスとゾウ繁殖に関する覚書を締結し、その後、ゾウ 4 頭を受け入れることが決まった。8 月には、京都版トキワ荘事業を開始し、コンテンツ産業の人材育成と発信拠点を整備した。10 月には、京都をつなぐ無形文化遺産制度の第 1 号に「京の食文化」を選定し、京都の魅力を内外に発信するとともに、大切に引き継いでいくとの機運の盛り上げを図った。一方、安全・安心な水道を将来にわたって着実に維持していくため、上下水道料金制度を 32 年ぶりに改定した。また、台風 18 号による豪雨災害に対し、復旧のための支援にいち早く取り組むとともに、小栗栖排水機場周辺の浸水被害に係る検証等を行った。その他、いのちと暮らしの分野では、市立病院新館の開院、子ども医療費支給制度の拡充、119 番通報等での多言語通訳体制の運用等を行った。

京都市会では、平成 23 年に新規制定した実施要領に基づき、1 月と 7 月に、再生可能エネルギー、ロードプライシング、動物愛護をテーマとして 7 年ぶりの海外行政調査を実施した。2 月定例会では、地方自治法の改正に伴い、政務調査費交付条例を一部改正し、使途の項目等を整備した。5 月定例会では、大西均議長の退任に伴い第 80 代議長に橋村芳和議員が、山岸たかゆき副議長の退任に伴い第 88 代副議長に隠塚功議員がそれぞれ就任した。また、祇園で発生した暴走事故等を踏まえ、道路交通の安全等、交通安全の推進を図るため、交通安全基本条例を議員提案し、全会一致で可決した。9 月定例会では、台風 18 号による豪雨災害対策の補正予算について、削減した議員報酬を財源に活用するよう修正のうえ、可決した。また、関西広域連合議会の議員定数見直しに伴い、新たな連合議員として曾我修議員を選出した。一方、市会改革の取組は、市会改革推進委員会を中心に進め、3 月に議会基本条例骨子を、11 月には議会基本条例案を取りまとめた。骨子に基づき市民への説明会を開催するとともに、条例案に対するパブリックコメントを実施しており、いずれも京都市会初の取組であった。また、議員定数及び議員報酬については、3 名の学識経験者から意見聴取するなど、検討を重ね、12 月に最終的な意見交換を行った。

本書は、京都市政の平成 25 年の 1 年を回顧し、この年に起こった事柄の中からその主なものを取り上げて収録しておりますので、参考資料として活用いただければ幸いです。

目 次

平成 25 年を顧みて	1
第 1 議長及び副議長の選挙, 委員の選任等について	5
第 2 市会における取組等について	8
第 3 組織の一部改正等について	9
第 4 市財政について	26
第 5 市庁舎整備基本構想について	46
第 6 京都市清酒の普及の促進に関する条例の制定について	47
第 7 京都市交通安全基本条例の制定について	49
第 8 公立高校の新しい教育制度の策定について	50
第 9 河川浸水対策緊急事業について	52
第 10 京都第二外環状道路開通について	53
第 11 上下水道料金改定について	54
第 12 交通事業経営健全化に向けた増収増客の取組について	55
資料	
第 1 平成 25 年 市会本会議・常任委員会等開会数一覧	59
第 2 平成 25 年 請願等受理及び処理件数一覧	60
第 3 平成 25 年 市会本会議における議案審議件数一覧	61
第 4 平成 25 年 月別・分類別図書増加数一覧	62
第 5 平成 25 年 月別・分類別図書及び資料貸出状況一覧	64

第 1 議長及び副議長の選挙，委員の選任等について

1 議長及び副議長の選挙

(1) 議長の選挙

5 月 16 日の第 2 回市会（定例会）の本会議において，大西均議長の辞職を許可し，直ちに議長選挙を行った。

投票の結果，第 80 代議長に橋村芳和議員が就任した。

選挙結果については，次のとおりである。

投票総数	有効投票		無効投票
68 票	橋村芳和議員	53 票	15 票

(2) 副議長の選挙

5 月 16 日の第 2 回市会（定例会）の本会議において，山岸たかゆき副議長の辞職を許可し，直ちに副議長選挙を行った。

投票の結果，第 88 代副議長に隠塚功議員が就任した。

選挙結果については，次のとおりである。

投票総数	有効投票		無効投票
68 票	隠塚功議員	53 票	0 票
	北山ただお議員	15 票	

2 常任委員会及び市会運営委員会の委員の選任等

3 月 22 日の第 1 回市会（定例会）の本会議において，常任委員会及び市会運営委員会の委員の選任等（改選）を行った。

(1) 常任委員会の名称，所管及び定数

次のとおりとした。

名 称	所 管	定数
経 済 総 務 委 員 会	行財政局，総合企画局，産業観光局，会計管理者，選挙管理委員会，人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	14
くらし環境委員会	環境政策局及び文化市民局の所管に属する事項	14
教 育 福 祉 委 員 会	保健福祉局及び教育委員会の所管に属する事項	14
まちづくり委員会	都市計画局及び建設局の所管に属する事項	14(欠 1)
交通水道消防委員会	消防局，交通局及び上下水道局の所管に属する事項	13

(2) 市会運営委員会の定数

従来どおり，15 人とし，非交渉会派からそれぞれ 1 名ずつオブザーバーとして参加を認めることとした。

(3) 各委員会の委員の選任

3月22日の第1回市会（定例会）の本会議において、常任委員会及び市会運営委員会の委員として、それぞれ別記のとおり選任した。

各委員会の正副委員長の互選は、同日の本会議終了後に議場で開催した合同委員会において、別記の議員を議長が一括して指名推選する方法により行った。

3 特別委員会の設置

予算（決算）特別委員会に第1分科会、第2分科会及び第3分科会を置き、各分科会の所管及び定数は、次のとおりとすることとした。

分科会	所 管	定数
第1分科会	環境政策局，行財政局，総合企画局，文化市民局，産業観光局，会計管理者，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員及び市会事務局の所管に属する事項並びに第2分科会及び第3分科会の所管に属しない事項	23
第2分科会	保健福祉局，都市計画局，建設局及び教育委員会の所管に属する事項	23
第3分科会	消防局，交通局及び上下水道局の所管に属する事項	23(欠1)

なお、委員の選任等については、第2回市会（定例会）以後、それぞれの本会議で委員会の設置、委員の選任及び議案の付託を行った後、当該委員会を開会し、正副委員長の互選を行った（委員構成及び正副委員長については、別記参照）。

(別記)

(平成 25 年 3 月 22 日現在)

委員会	常任委員会					市会運営委員会 (○印理事)	特別委員会					議長	大 西						
	経済総務	くらし環境	教育福祉	まちづくり	交通水道消防		予算	決算	副議長	山 岸	監 査 委 員		富、谷口						
委員長	共 井上(け)	民 天 方	自 中 川	公 青 野	自 下 村	自 加藤(盛)	自 山本(恵)					正副団長 (○印団長)							
副委員長	自 津田(大)	公 ひおき	自 田 道	公 大 道	共 玉 松	民 島 本	自 青 木	共 北 山	民 中 島	公 井 坂	民 山 本	自 湯 浅	民 宮 本	自 寺 田	公 西村(義)	共 国 本	京 西村(善)	京 佐々木	自 民 党 ○津田(大) 中川 共 産 党 ○山中 倉林 井坂 民主・都みらい ○今枝 中野 公 明 党 ○谷口 曾我
定数	14	14	14	14 (欠1)	13	15	第1分科会 23	69(欠1) 第2分科会 23	第3分科会 23(欠1)	7	8	7	京 都 党 ○佐々木 み ん な ・ 無 (代表)清水						
自 民 党	5	4	5	4	4	5				都 市 計 画 審 議 会 委 員 (12)									
	小林(正) 津田(大) 富 橋 山本(恵)	桜 井 田 中 寺 村 吉	大 高 中 田 中 吉	西 橋 川 加藤(盛) 村 島 井	井上(与) 海 下 島 本 元	繁 村 下 村 山 元	○加藤(盛) 桜 井 椋 田 山本(恵) ○吉 井				内 海、津田(大)、 西村(義)、吉 井、 倉 林、種 口、 西村(善)、宮 本、 山本(ひ)、湯 浅、 吉 田、村 山								
共 産 党	3	3	3	3	3	4				人 権 擁 護 委 員 (8)									
	井 上(け) と が し	坂 宮 山	西 野 田 中	加藤(あ) 河 玉	岩 合 く ら 本	橋 口 北 倉 林 善	山 林 西 村(善)	○井 坂 ○加藤(あ) と が し 西村(善)											
民 主 ・ 都	3	3	2	2	3	3	5	4	4	(任期:23.10.1~)									
	今 片 山	枝 桐 岸 宮	天 木 鈴 本	方 松 中 本	野 下 青 安	木 井 隠 井 塚 林(あ) 山本(ひ)	青 木 片 桐 ○山本(ひ)				下 村、田中(明)、 山本(恵)、河 合、 玉 本、青 木、 鈴 木、井上(教)								
公 明 党	2	3	2	3	2	3	4	4	4	京 都 府 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 議 会 議 員 (4)									
	ひ お 平 山 吉	久 大 山 吉	保 道 田	井上(教) 本 谷	青 曾 野 我 口	津田(早) 湯 浅	青 野 平 山 ○湯 浅				高 橋、井上(け)、 小林(あ)、津田(早)								
京 都	1	0	1	1	1	オブザーバー1	2	1	1	関 西 広 域 連 合 議 会 議 員 (1)									
	村 山		佐々木	江 村	中 島	佐々木				井上(与)									
み ん な ・ 無	0	1	1	0	0	オブザーバー1	0	1	1										
2		清 水	森 川			清 水													

第 2 市会における取組等について

1 市会改革の取組

京都市会では、平成 23 年 5 月 30 日に、地方自治法の規定に基づく協議又は調整を行うための場として、市会改革推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置した。委員会では、議会運営のルール作りや開かれた市会の推進に関わる様々な事項について検討を行い、検討結果は随時取りまとめのうえ、議長に報告している。

平成 25 年に開かれた委員会では、これまでの改革の取組の蓄積を踏まえ、議会活動の理念、原則、制度などの基本的な事項を定める議会基本条例の制定に向けて検討を行うとともに、議員定数及び議員報酬の在り方について、検討を行った。

(1) 議会基本条例の制定について

議会基本条例については、前任期（第 4 次市会改革推進委員会）からの申送り事項として、検討を行ったものである。

学識者からの意見聴取を経て、委員会及び委員会の下に設置した検討部会で条例の骨子の検討を行い、平成 25 年 3 月の委員会で同骨子を最終的に取りまとめた。

その後、同骨子に基づき、5 月 30 日、6 月 1 日及び 6 月 2 日の 3 日間に渡り、議会基本条例に係る市民への説明会を開催した。

説明会での市民意見を踏まえ、委員会及び委員会の下に設置した検討部会で条文化に向けた検討を行い、11 月の委員会で条例案をまとめた後、11 月 13 日から 12 月 13 日まで、条例案に対するパブリックコメントを実施した（応募者数 222 名、意見数 446 件）。

(2) 議員定数及び議員報酬の在り方について

議員定数及び議員報酬については、その在り方について、平成 25 年 1 月の委員会で有識者から意見聴取等を行うとともに、7 月、8 月には学識者 3 名から意見書の提出を受け、9 月までに、同学識者 3 名を順次委員会に招いて意見聴取等を行った。その後、委員会での活発な議論を経て、12 月の委員会で最終的な意見交換を行った。

(3) その他

議長から市会運営委員会に諮問され、市会改革推進委員会での検討結果を踏まえて実施に至った取組は、次のとおりである。

○ 本会議における市民に分かりやすい質問・質疑の在り方として、平成 25 年 9 月定例会から、従来より実施している一括質問一括答弁方式に加えて、質問をテーマごとに分割する方法（分割方式）を選択制で導入することとした。（平成 25 年 5 月 22 日市会運営委員会理事会決定）

○ 常任委員会及び予算・決算特別委員会（局別質疑）等におけるインターネット議会議中継及び録画放映について、ユーストリーム（USTREAM）による配信を実施することとした。（平成 25 年 10 月 28 日市会運営委員会理事会決定）

第 3 組織の一部改正等について

1 市長部局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

依然厳しい経済・雇用情勢への対応や東日本大震災を踏まえた防災対策の強化など、困難な行政課題が山積する中であっても、「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画に掲げる政策を加速度的に推進し、地域主権時代のトップランナーとして、市民の皆様とともに京都の明るい未来を切り拓くため、平成25年度は、以下の項目に重点を置いた組織改正及び人事異動を実施した。

ア 主な内容

(ア) 京都経済の力強い再生と雇用の創出を図るための体制の構築

長期にわたる消費低迷などにより、厳しい経営環境に置かれている中小・零細企業や地場産業を力強く支え、京都の強みを最大限に生かした成長戦略を推進するとともに、市民生活を支える雇用の創出を図るための施策を推進する体制を構築する。

- a 中小・零細企業の支援、雇用対策を総合的に推進する体制の構築（産業観光局）
- b グリーン分野における産業創出を推進する体制の構築（産業観光局）
- c 新産業の創出を推進する体制の整備（産業観光局） など

(イ) すべての市民のいのちとくらしを守り、「安心・安全で幸福を実感できるまちづくり」を推進する体制の構築

子ども、高齢者、障害のある人をはじめ、すべての市民のいのちとくらしを守り、市民ひとりひとりが幸福を実感できるよう、防災対策の充実をはじめとした取組を推進する体制を構築する。

- a 地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための体制の強化（保健福祉局）
- b 公共土木施設の防災・減災対策を推進する体制の強化（建設局）
- c 原子力防災を推進する体制の構築（行財政局）
- d 福祉分野における防災対策を推進する体制の強化（保健福祉局）
- e 京都府警察本部との連携による暴力団排除及び生活保護をはじめとする給付の更なる適正化を推進する体制の構築（文化市民局及び保健福祉局） など

(ウ) 都市の品格と魅力を高め、世界中のひとびとを魅了し、愛される「歴史・文化都市京都」を更に飛躍させるための体制の構築

1200年を超える悠久の歴史に育まれた「歴史・文化都市 京都」が50年後、100年後も「日本の京都」、「世界の京都」として更に輝き、世界中の人々を魅了し、愛されるまちであり続けるため、都市の品格と魅力を向上させる体制を構築する。

- a 局外監としての「地球環境・エネルギー政策監」及び「観光政策監」の設置
- b 動物園における学術研究及び環境教育を推進する体制の構築（文化市民局）
- c 京都が誇る文化遺産を後世に継承するための体制の強化（文化市民局）

- d 京都のまちに相応しい広告景観を創造するための体制の構築（都市計画局）
- e 京北地域における地域振興を推進する体制の構築（右京区役所） など
- (x) 持続可能な行財政を確立するための、事務事業を効率的で効果的に執行する体制の整備

厳しい経済状況の中にあっても、基礎自治体として、市民生活を第一線で守るため、更なる歳入確保・歳出削減を図るとともに、民間活力の導入による適切な役割分担の見直しなど、行財政改革を推進する体制を構築する。

 - a 建築基準法に基づく確認申請、環境配慮建築物及び長期優良住宅の審査、認定に関する窓口の一元化（都市計画局）
 - b 産業技術研究所の地方独立行政法人化を推進する体制の強化（産業観光局）
 - c 税務事務の更なる効率化を推進する体制の構築（行財政局） など

イ 主な人事異動の内容

- (ア) 「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画の着実な推進体制の確立

極めて厳しい財政状況をはじめ、深刻な課題が山積する中であっても、「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画に掲げる政策を着実に推進し、市民の皆様と共に、魅力あふれる京都の未来を切り拓いていくため、時代の変化を先取りするスピード感、職員自らが市政を改革・創造するという自律性、限られた行政資源の中で、地域の特性を生かした成長戦略を策定・推進するための経営感覚などに着目し、積極的に人材を登用する。
- (イ) 女性職員の能力活用・登用の拡大

京都市役所が市民の多様なニーズに的確にこたえ、将来にわたって活力あふれる組織であり続けるためには、女性職員の活躍の場を広げ、女性ならではの視点・感性を市政の隅々にまで行き渡らせることが不可欠であることから、意欲と能力のある女性職員の登用を積極的に推進する。特に、管理職については、課長級昇任者に占める女性の割合を31.1%に高めており（平成24年度定期異動時は16.4%）、未来の京都市役所を支える女性幹部職員として、計画的に育成していく。
- (ロ) 技術職等、多様な職種の職域拡大と積極的な登用

技術職、専門職及び技能労務職が持つ高度の技術力、専門知識、豊富な現場経験をより効果的に活用するために、また、これらの職員の視野を広げ、幅広く市政全般を見渡すことができる「総合職」として計画的に育成する観点から、市民サービスの第一線である区役所への配置を推進する。さらに、高度な行政課題に的確に対応していくため、技術職を局長級に積極的に登用する。
- (ハ) 区役所をはじめとする市民サービスやまちづくりの第一線の強化

市民の目線に立った的確で実効性のある政策を展開するために、「庁内公募制度」を活用した意欲の高い職員の配置や、「市民感覚」に裏打ちされた創造力にあふれる職員の登用を推進し、市民サービスやまちづくりの第一線である区役所・事業所の一層の強化を図る。特に、京北地域のまちづくりを強力に推進していくため、京

北出張所長を右京区副区長として位置付け、部長級職員を配置するとともに、右京区役所地域力推進室に専任の係長を配置する。

(オ) 他団体との人事交流等の促進

動物園に新たに設置する「生き物・学び・研究センター」のトップに、京都大学野生動物研究センター准教授を迎え、学術研究・環境教育の一層の推進を図る。また、文化市民局暮らし安全推進課に、京都府警察本部から警部及び警部補を新たに受け入れ、本市が発注する公共工事からの暴力団の排除や、暴力団の排除に関する市民や事業者の皆様への情報提供など、「京都市暴力団排除条例」のより効果的な運用を行う。このほか、京都府との間では、これまでの人事交流に加え、人材育成の観点から京都市衛生環境研究所と京都府保健環境研究所との交流を新たに開始することとした。また、大阪市や京都商工会議所等、他団体との人事交流についても、継続的に実施することにより、各施策における連携の強化や、共通する課題の解決を図る。

ウ 局外監

(ア) 地球環境・エネルギー政策監の設置

低炭素・循環型のまちづくりを市民ぐるみで実践し、「京都議定書」誕生の地・京都が、国内外における地球温暖化対策を力強く牽引するとともに、再生可能エネルギーの拡大やグリーン（環境・エネルギー）分野と経済が融合した産業創出の更なる推進など、原発に依存しない持続可能なエネルギー社会の実現に向けた取組を全庁横断的に推進するため、地球環境政策監を「地球環境・エネルギー政策監」に改める。

(イ) 観光政策監の設置

国内はもとより世界のひとびとが旅の本質に触れ、思う存分堪能できる観光都市の実現に向け、日本を代表する文化芸術や伝統産業など、ほんものとふれあう観光の充実をはじめ、国際会議などのMICEの誘致・振興、滞在・宿泊型観光、歩く観光の推進、新たな京都ファンづくり、観光客の安全確保など、観光客の満足度を高める取組を全庁横断的に推進するため、産業観光局に設置する観光政策監の位置付けを改め、局外監として、「観光政策監（産業観光局観光政策担当局長兼職）」を設置する。

エ 環境政策局関係

(ア) エネルギー政策を総合的に推進する体制の整備

市民生活や産業活動を支えるエネルギーの需給の安定確保と、低炭素社会の構築による持続可能なエネルギー社会の実現に向け、京都ならではのエネルギー戦略の策定など、エネルギー政策に係る調査、研究及び企画を行うため、地球環境・エネルギー政策監をチームリーダー、環境政策局地球温暖化対策室エネルギー政策部長及び産業観光局新産業振興室グリーンイノベーション創出支援担当部長をサブリーダーとする「エネルギー戦略策定プロジェクトチーム」を設置する。これに伴い、

平成24年度に設置した「エネルギー政策推進プロジェクトチーム」を廃止する。また、再生可能エネルギーの創出をはじめ、エネルギー政策と産業政策を一体的に推進するため、地球温暖化対策室エネルギー政策部長、同室創エネルギー・省エネルギー担当課長及び担当係長を産業観光局新産業振興室担当部長、担当課長及び担当係長に兼職させる。

(4) 東部クリーンセンターの廃止

ごみの減量及び再資源化が進捗している状況を踏まえ、ごみ処理コストの大幅な削減を図るため、東部クリーンセンターを休止したことから、事業所としての東部クリーンセンターを廃止する。

オ 行財政局関係

(7) 原子力防災を推進する体制の構築

「京都市地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づき、万が一、原子力発電所で事故が発生した場合に、市民の健康への影響等を最小限にするため、放射線モニタリングの実施、放射線スクリーニング体制の構築、U P Z 圏内（32.5 k m）に含まれる左京区北部、右京区京北地域をはじめとする市民への情報伝達手段の検討など、高い専門性を要する業務を行う必要があることから、防災危機管理室に「原子力災害対策課長」及び担当係長を設置する。

(4) 市庁舎整備を推進する体制の強化

現市庁舎が抱える耐震性能の不足等の諸課題を解決し、大規模災害時の拠点施設としての機能を確保するなど、市民のための市役所を実現することを目指し、市庁舎全体の建物構成や規模等の基本的な方向性を示した「市庁舎整備基本構想」に基づき、具体的な整備規模、手法等も盛り込んだ「市庁舎整備基本計画」を策定するため、総務部総務課に「市庁舎整備係長」及び担当係長を設置し、体制を強化する。

(4) 職員力・組織力を向上させる取組を推進する体制の整備

「人材活性化推進室」が、「京都市職員力・組織力向上プラン」に掲げる取組を強力に推進することを明確にするため、同室の名称を「人材育成推進室」に改めるとともに、人材育成及び能力開発等に係る新たな施策の企画・立案、同プランの進捗管理を行うため、同室に「職員力・組織力向上係長」を設置する。これに伴い、人材活性化政策監の名称を「人材育成政策監」に改める。また、人材育成、能力開発及び組織の活性化と労働安全衛生を一体的に取り組むことにより、時間外勤務の縮減やメンタルヘルス対策、真のワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、給与安全衛生課が所管する職員の安全衛生に関する事務を人材育成推進室に移管し、同室に「健康支援係長」を設置するとともに、給与安全衛生課の名称を「給与課」に改める。

(4) 税務事務の更なる効率化を推進する体制の構築

限られた人員を有効に活用し、税務事務の効率的かつ効果的な執行体制の確立を図るとともに、適正かつ公平な課税の確保、市税徴収率の維持、更には向上させる

ための取組を一層推進するため、税務部税制課に「税務事務効率化等担当課長」、
「効率化企画係長」及び「効率化推進係長」を設置する。

(オ) 市有建築物の最適な維持管理を推進する体制の整備

効率的かつ効果的な維持管理修繕の実施による長寿命化など、市有建築物の最適な維持管理（アセット・マネジメント）を推進するための計画の策定に係る調査、研究及び原案の企画を行うため、庁内横断的な体制として、財政部経営改革担当部長をチームリーダー、都市計画局公共建築部長をサブリーダーとする「アセット・マネジメント検討プロジェクトチーム」を設置する。

カ 総合企画局関係

(ア) 個性と活力あふれるまちづくりを推進する体制の強化

岡崎地域や下京区西部エリアの活性化、東部クリーンセンター跡地の活用など、個性ある地域資源を創造的に活用し、京都の魅力を更に向上させるための事業を強力に展開するため、市民協働政策推進室岡崎地域活性化担当部長を「プロジェクト推進担当部長」に改めるとともに、同室に「プロジェクト推進第三課長」を設置し、体制を強化する。

(イ) 「戦略的広域シティPR事業」を推進する体制の構築

歴史、文化、観光、景観をはじめとする各分野にわたる本市の先進的事例など、首都圏や海外メディアが魅力を感じる情報をダイレクトに提供できる仕組みを構築し、全国、海外向けの情報発信の強化を図る「戦略的広域シティPR事業」を推進するため、東京事務所に「国際シティPRセンター」を設置する。

キ 文化市民局関係

(ア) 動物園における学術研究及び環境教育を推進する体制の構築

動物園が、京都の文化芸術の発展に寄与してきた伝統を引き継いでいくとともに、「共汗でつくる新「京都市動物園構想」」に基づき、野生動物の現状と保全の取組を伝える環境教育の充実、野生動物の生息域外保全や環境エンリッチメントの取組、繁殖をはじめとした研究を一層推進するため、動物園に「生き物・学び・研究センター」を設置する。また、同センターに「研究教育係長」を設置する。さらに、これらの取組に加えて、飼育手法だけではなく、飼育環境の改善や種の保存の取組の充実を図り、展示効果の充実にも取り組んでいくことを明確にするため、飼育課の名称を「種の保存展示課」に改める。また、同課に置く係長について、役割分担を見直すとともに、それぞれの事務を担当する職に相応しい名称とするため、安全管理係長、飼育第一係長、飼育第二係長及び飼育第三係長の名称を次のとおり変更する。

- a 安全管理・病院係長（安全管理、飼育動物の診療）
- b 飼育展示・動物管理係長（動物の飼育及び展示、動物の移動及び繁殖等）
- c 飼育展示・施設管理係長（動物の飼育及び展示、施設の維持管理）
- d 飼育展示・事業推進係長（動物の飼育及び展示、園内事業の実施）

(イ) 京都が誇る文化遺産を後世に継承するための体制の強化

京都に伝わる様々な無形文化遺産の価値を再発見、再認識し、内外に魅力を発信するとともに、大切に引き継いでいこうという市民的気運の醸成を図るため、文化芸術都市推進室文化財保護課に「文化遺産普及・活用担当課長」及び「無形文化遺産普及係長」を設置する。また、京都の歴史や文化を象徴する建物や庭園の保存・継承・活用を図るため、同課に「文化遺産活用係長」を設置する。さらに、平成25年度に創設する「市民が残したい無形文化遺産制度（仮称）」の第1号として、日本の食文化を代表する「京料理」を選定するに際して、京都の食文化の継承・普及に係る調査、研究及び企画を行うため、庁内横断的な体制として、文化市民局文化芸術都市推進室文化財担当部長をチームリーダー、産業観光局商工部長をサブリーダーとする「京都の食文化継承・普及プロジェクトチーム」を設置する。また、同課に置く係長について、それぞれの事務を担当する職に相応しい名称とするため、普及調査係長、保護第一係長及び保護第二係長の名称を次のとおり変更する。

- a 美術工芸・民俗文化財係長（美術工芸及び民俗文化財の保護）
- b 建造物・記念物係長（建造物、史跡及び名勝等の保護）
- c 埋蔵文化財係長（埋蔵文化財の保護）

(ウ) 暴力団排除条例を効果的に運用する体制の構築

「京都市暴力団排除条例」に基づき、京都府警察本部との連携の下、本市が発注する公共工事からの暴力団の排除をはじめ、暴力団の不当な行為を防止し、市民の安心かつ安全で平穏な生活の確保を図るため、市民生活部くらし安全推進課に「暴力団排除施策担当課長」及び「暴力団排除施策係長」を設置する。また、同担当課長及び同係長を、行財政局財政部契約課担当課長及び担当係長にそれぞれ兼職させる。

ク 産業観光局関係

(ア) 中小・零細企業の支援、雇用対策を総合的に推進する体制の構築

長期にわたる消費低迷などにより、厳しい経営環境に置かれている中小・零細企業に対する支援をより一層強化するため、商工部に「中小企業振興課」を設置するとともに、商工部産業政策課が所管する雇用対策に関する事務及び産業振興室が所管する中小企業に係る経営支援及び金融制度に関する事務を中小企業振興課に移管し、一元的に取り組むことにより、中小・零細企業を幅広く支援する。

(イ) グリーン分野における産業創出を推進する体制の構築

地域産業の振興と低炭素・省エネルギー化促進の双方の視点から、今後の成長が期待される「グリーン（環境・エネルギー）」分野における産業創出の取組を総合的に推進するため、産業振興室に「グリーンイノベーション創出支援担当部長」、「グリーンイノベーション創出支援課長」及び「グリーンイノベーション創出支援係長」を設置するとともに、同担当部長、同課長及び同係長を地球温暖化対策室担当部長、担当課長及び担当係長に兼職させることにより、エネルギー政策と産業政

策の更なる融合を図り、一体的に取り組んでいく。

(ウ) 新産業の創出を推進する体制の整備

(ア)及び(イ)により、産業振興室では新産業の振興により重点をおいて取組を進めるため、同室の名称を「新産業振興室」に改め、同室に置く課長について、それぞれの事務を担当する職に相応しい名称とするため、新産業支援企画課長、新産業支援事業課長及びコンテンツ産業振興担当課長の名称を次のとおり変更する。

- a 産学連携推進課長（産学公連携の推進、新産業の創出に係る企画、室の庶務）
- b ライフイノベーション創出支援課長（ライフイノベーション分野における産業の振興）
- c コンテンツ産業振興課長（コンテンツ産業の振興）

(エ) 産業技術研究所の地方独立行政法人化を推進する体制の強化

地方独立行政法人化後も産業技術研究所が京都産業の将来的な成長、発展を牽引し、商品化、製品化などの市場戦略を推進する必要があることから、産学公の連携を更に強化するとともに、競争的研究資金等の獲得を戦略的に推進するため、企画情報室に「研究戦略担当部長」を設置する。また、新たな京都ブランドの創出に向け、伝統技術と先端技術の更なる融合による新技術の開発や商品化、事業化への橋渡しを推進するとともに、新たな社会価値・文化価値を創出し、グローバルビジネスを展開できる人材の育成を推進するため、同室に「知恵産業推進担当部長」を設置する。さらに、平成26年4月の産業技術研究所の地方独立行政法人化に向けた取組を推進するため、同室に担当係長を増員し、体制を強化する。

ケ 保健福祉局関係

(ア) 保健医療・介護担当局長の設置

保健、医療、介護の連携による地域包括ケアシステムの一層の推進を図るため、「介護・医療担当局長」と「保健衛生担当局長」を統合し、長寿社会部及び保健衛生推進室を担当する局長級の職として、「保健医療・介護担当局長」を設置する。

(イ) 地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための体制の強化

平成27年度から本格的な実施が予定されている子ども・子育て支援関連法に基づく新制度に対応していく必要があることから、制度の実施主体として、地域の子ども・子育てニーズを把握するとともに、「京都市版子ども・子育て会議」を設け、「京都市子ども・子育て支援事業計画」の策定等に着手するため、子育て支援部児童家庭課に「制度改革担当課長」、「制度改革係長」及び担当係長を設置する。また、認定こども園、幼稚園、保育所共通の給付の創設など、新制度に係る調査、研究及び企画を行うための庁内横断的な体制として、子育て支援政策監をチームリーダー、子育て支援部長及び教育委員会事務局指導部担当部長をサブリーダーとする「子ども・子育て支援新制度検討プロジェクトチーム」を設置する。

(ウ) 生活保護をはじめとする給付の更なる適正化を推進する体制の構築

生活保護に係る不正受給事案に対する告発や指定医療機関の指定取消、不正を起

こしえないシステムの構築に向けた事務の再点検，制度所管課等への改善提案・指導など，生活保護の一層の適正化に取り組むとともに，京都府警察本部との連携を強化し，他の社会保障給付も含めた不正の未然防止を図るための取組を推進するため，保健福祉部に「適正給付推進課」を設置する。

(エ) 福祉分野における防災対策を推進する体制の強化

保育施設を除く社会福祉施設の耐震化や地域における見守り活動の促進，福祉避難所の運営支援など，福祉分野における防災対策を推進するため，保健福祉部保健福祉総務課に担当係長を増員し，体制を強化する。また，市内の保育施設の9割を占める民間保育園の耐震化を促進するため，耐震改修に係る相談，指導及び助言はもとより，園舎の改修や資金計画も含めた相談にきめ細かく応じていく必要があることから，子育て支援部保育課に「耐震化促進係長」及び担当係長を設置する。

(オ) 看護短期大学の廃止

公募により選定された学校法人が，看護短期大学の教育資源を承継し，平成26年4月に4年制看護大学を設置することに伴い，「看護短期大学」を廃止する。

コ 都市計画局関係

(ア) 京都のまちに相応しい広告景観を創造するための体制の構築

平成19年9月の新景観政策の実施から7年間の経過措置期間が終了する平成26年8月までに市内全域の違反広告物「ゼロ」を目指し，行政代執行も視野に入れた実効性のある違反指導を展開し，屋外広告物の適正化を力強く推進するとともに，屋外広告物制度の更なる定着促進，京都の景観に資する優良な屋外広告物の普及など，京都のまちに相応しい広告景観を創造するため，「屋外広告物適正化推進室」を設置し，同室に次に掲げる課長を設置する。

a 広告物企画課長（屋外広告物の適正化に係る企画，屋外広告物の設置に係る審査，室の庶務）

b 広告物指導課長（違反屋外広告物に対する是正指導及び法的措置）

これに伴い，都市景観部市街地景観課を廃止し，都市景観部は，景観政策課，風致保全課及び開発指導課で構成することとする。また，都市景観部市街地景観課が所管していた景観法及び京都市市街地景観整備条例による建築物等の審査・指導等に関する事務については，同部景観政策課に移管する。

(イ) 崇仁地区のまちづくりを推進する体制の強化

崇仁地区将来ビジョンの実現に向け，住宅地区改良事業と土地区画整理事業の合併施行の区域をさらに拡大するため，住宅室すまいまちづくり課に担当係長を増員し，体制を強化する。

(ウ) 建築基準法に基づく確認申請，環境配慮建築物及び長期優良住宅の審査，認定に関する窓口の一元化

建築指導部建築指導課が所管する環境配慮建築物に関する各種制度に基づく審査，認定事務及び住宅室住宅政策課が所管する長期優良住宅の審査，認定事務を建

建築基準法による審査確認及び検査を所管する建築指導部建築審査課に移管し、これらの窓口を一元化することにより、市民サービスの向上を図るとともに、より効率的な執行体制を構築する。

(エ) 総合的な空き家対策を推進する体制の整備

防災、防犯、景観や地域コミュニティの維持などに大きな課題となっている空き家について、管理不全対策にとどまらず、空き家の発生抑制や活用促進など、空き家の対策に係る調査、研究及び企画を行うため、庁内横断的な体制として、都市企画部都市政策担当部長をチームリーダー、建築指導部長及び住宅室長をサブリーダーとする「空き家対策推進プロジェクトチーム」を設置する。

(カ) 既存建築物の適切な維持管理や安全対策を推進する体制の整備

建築基準法に基づく定期報告制度の対象建築物の拡大に係る対応や特定査察の実施による適正な維持管理の推進、事件事故対策の強化など、既存建築物の適正な維持管理や安全対策を更に推進するため、建築指導部建築安全推進課に置く係長について、役割分担を見直すとともに、それぞれの事務を担当するに相応しい名称とするため、安全対策第一係長、安全対策第二係長及び安全対策第三係長の名称を次のとおり変更する。

a 安全対策係長（定期報告制度の運用、特定査察の実施）

b 指導第一係長及び指導第二係長（違反建築物指導、危険建築物対策）

サ 建設局関係

(7) 公共土木施設の防災・減災対策を推進する体制の強化

道路や橋りょう、トンネル、河川、公園等の公共土木施設の維持管理を、損傷が激しくなってから対応する「事後保全型」から、損傷が軽微なうちに早期対策を行う「予防保全型」に転換するなど、災害に強いまちづくりに係る取組を強化するため、公共土木施設に係る維持管理、防災及び減災に関する事項を統括する局長級の職として、「防災・減災担当局長」を設置する。また、「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」に基づき、橋りょうの耐震補強と老朽化修繕にスピード感をもって取り組むとともに、大規模降雨時の浸水被害を防止する排水機場の適切な維持管理を図るなど、防災・減災に係る取組を推進するため、土木管理部調整管理課に「橋りょう第三係長」及び「設備第三係長」を設置する。

(イ) 花と緑あふれるまちづくりを推進する体制の強化

「京都市緑の基本計画」に基づき、緑視環境の充実による緑に関する満足度の向上を目指し、道路の森づくり、花の道づくりなどの街路樹整備事業を進め、花と緑あふれるまちづくりを強力に推進するとともに、街路樹の育成管理を効果的かつ効率的に行うため、水と緑環境部緑政課に「道路の森づくり係長」及び「街路樹育成係長」を設置する。

- (ウ) 業務を円滑に進めるための建設企画部建設企画課の体制の整備
建設企画部建設企画課の担当係長について、それぞれの事務を担当する職に相応しい名称を付与し、次のとおり設置する。
 - a 社会資本政策係長（社会資本整備に係る計画，公共事業評価等）
 - b 企画調整係長（国，京都府等との事業調整等）
 - c 道路計画係長（道路に係る国庫補助事業の調整等）
- (エ) 路上物件の適正化を推進する体制の強化
「突出し看板」や「日よけ」などの路上物件の適正化を推進するため，土木管理部道路河川管理課に「路上物件適正化係長」を設置する。

シ 区役所関係

- (ア) 京北地域における地域振興を推進する体制の構築（右京区役所）
京北地域特有の課題や住民のニーズ等を的確かつ迅速に把握し，地域主体・住民主体のまちづくりを推進するとともに，自主的な地域活動の支援の充実を図り，定住の促進をはじめ，京北地域の活性化に向けた総合的な取組を展開するため，右京区役所に副区長を増員し，同副区長に新たに設置する京北地域活性化担当部長及び京北出張所長を兼職させることにより，京北地域におけるマネジメント機能の強化を図る。
さらに，地域振興に関する調査，企画，連絡及び調整，京北地域に密着した防災の取組を一層強化するため，地域力推進室に担当係長を設置し，同担当係長に京北出張所担当係長を兼職させる。
- (イ) 生活保護世帯の増加に対応するための体制の整備
生活保護世帯の増加に対応するため，伏見福祉事務所に保護第八係長を設置する。

ス プロジェクトチーム

- 複数の分野にまたがる行政課題について，庁内の連携により計画，方針等の調査，企画等を行うため，次のプロジェクトチームを設置する。
- (ア) エネルギー戦略策定プロジェクトチーム
 - (イ) アセット・マネジメント検討プロジェクトチーム
 - (ウ) 京都の食文化継承・普及プロジェクトチーム
 - (エ) 子ども・子育て支援新制度検討プロジェクトチーム
 - (オ) 空き家対策推進プロジェクトチーム

(2) 組織数及び異動規模

ア 組織数

		改正前		改正後		差引増減
本	庁	8局45部・室	78課	8局46部・室	79課	1室増 1課増
会	計室	1室		1室		増減なし
事	第1類	11所	31課	11所	32課	1課増
業	第2類		37所		36所	1所減

所	第 3 類	26 所	26 所	増減なし	
区 役 所		11 区 3 支所 56 部・室 124 課 15 所	11 区 3 支所 56 部・室 124 課 15 所	増減なし	
大 学		1 校 1 課	0 校 0 課	1 校減 4 課減	
				計	
				局相当	増減なし
				部相当	1 増
				課相当	増減なし
				係相当	増減なし

イ 人事異動総数及び内訳

		平成 24 年度	平成 25 年度
異 動 総 数		926 人 (うち昇任 356 人)	917 人 (うち昇任 350 人)
内 訳	局 長 級	24 人 (うち昇任 17 人)	17 人 (うち昇任 9 人)
	部 長 級	74 人 (うち昇任 33 人)	56 人 (うち昇任 26 人)
	課 長 級	218 人 (うち昇任 74 人)	238 人 (うち昇任 74 人)
	課 長 補 佐 級	152 人 (うち昇任 90 人)	157 人 (うち昇任 93 人)
	係 長 級	458 人 (うち昇任 142 人)	449 人 (うち昇任 148 人)

2 消防局の人事異動（4 月 1 日付け）

(1) 組織改正

ア 京都市消防局職員厚生会の解散

京都市消防局職員厚生会を平成 25 年 3 月 31 日付けで解散し、同年 4 月 1 日付けで一般財団法人京都市職員厚生会に統合することに伴い、同事業を担当していた総務部人事課の厚生係長を廃止した。

イ 救急教育訓練センターの移管

救急教育訓練センターを、より充実した設備を有する消防学校に移管することにより、消防職員の救急教育の一元化と更なる充実を図るため、消防学校教養課に担当課長及び救急教育係長を配置した。

(2) 人事異動総数及び内訳

異	動	総	数	174 人
内 訳	局	長	級	0 人
	部	長	級	8 人（うち昇任 3 人，昇格 1 人）
	課	長	級	47 人（うち昇任 19 人）
	課	長	補 佐 級	38 人（うち昇格 30 人）
	係	長	級	81 人（うち昇任 38 人）

3 交通局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

平成 25 年度は、「市バス・地下鉄中期経営方針」に基づき、安全対策とサービスの向上により、徹底してお客様への利便性を高めるとともに、最大の目標である地下鉄の 1 日 5 万人増客の実現に向けた増収増客策を積極的かつ迅速に推進するなど、「攻めの経営」を力強く実行する体制を整備した。

ア 安全とサービス向上のための技術体制の強化

- (ア) 交通局全体の技術部門の総括を行う局長級ポストとして「技術長」を新設し、地下鉄烏丸線の可動式ホーム柵新設など安全対策に万全を期すとともに、第 2 期駅ナカビジネス展開計画の推進と駅施設の積極的な改修を進める。
- (イ) 駅ナカビジネスの更なる展開に係る施設整備を迅速かつ着実に推進するため、高速鉄道部技術監理課及び電気課に技術職の担当係長を新設した。

イ 増収増客策の更なる推進のための体制強化

地下鉄 5 万人増客をはじめとする地下鉄・市バスの増客の取組と駅ナカビジネスをはじめとした増収の取組をより強力に、また一体的に推進するため、「営業推進室」（部相当組織）を新設した。

ウ 営業所の再編成に向けた体制の構築

経営健全化計画に掲げた、市バス営業所の再編成を効果的に実行するとともに、各営業所の総合的な運営管理を行うため、自動車部に担当部長を新設した。

エ バス待ち環境向上のための体制強化

広告付きバス停留所上屋の設置拡充や、地域・民間等と連携し新たなバス待ち環境を創出する「バスの駅」の設置など、バス待ち環境向上策を積極的に推進するため、自動車部技術課にバス待ち環境担当課長及びバス待ち環境係長を新設した。

(2) 組織数

区 分	24 年度	25 年度	増減
部相当	3 部	3 部 1 室	1
課相当	12 課, 10 事業所	11 課, 10 事業所	△1

(3) 人事異動総数及び内訳

異 動 総 数		49 人（うち昇任 20 人）
内	局 長 級	1 人（うち昇任 1 人）
	部 長 級	2 人（うち昇任 2 人）
	課 長 級	8 人（うち昇任 4 人）
訳	課 長 補 佐 級	10 人（うち昇任 5 人）
	係 長 級	28 人（うち昇任 8 人）

4 上下水道局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

ア 防災・危機管理体制の強化

地震等の災害や増加する集中豪雨の状況等を踏まえ、上下水道に対する安全・安心への関心が高まる中、経営改革担当部長を「経営・防災担当部長」に改めるとともに、総務課に「防災・財産管理担当課長」を設置し、防災・危機管理体制を強化した。

イ 経営企画課の設置

新たな経営プランを強力に推進するとともに、資産の有効活用による収益力の強化を図るため、総務部に「経営企画課」を設置した。

ウ 水質管理体制の強化

近年、水質に対する関心が高まる中、上下水道の水質管理について責任の明確化と体制の強化を図るため、現在、技術監理室長が兼務している「水質管理センター所長」を専任で設置した。

エ 吉祥院水環境保全センターの鳥羽水環境保全センターへの統合

流入下水量の減少に伴う施設規模の適正化と経営の効率化を図るため、鳥羽及び吉祥院水環境保全センターの処理区を統合し、吉祥院水環境保全センターの処理機能を縮小させ、「鳥羽水環境保全センター吉祥院支所」として、鳥羽水環境保全センターに組織統合した。

オ 山ノ内浄水場の廃止

水需要の減少に伴う施設規模の適正化と経営の効率化を図るため、山ノ内浄水場を廃止し、給水区域の再編を行い、市内3浄水場体制とした。

(2) 人事異動

上下水道局始まって以来初めてとなる主席監察員と営業所長に女性職員を抜擢するなど、若手職員・女性職員の更なる登用を図るとともに、重要ポストへ実績に優れた職員の積極的配置を行いました。また、管理部門と事業部門の交流促進、局内公募制度の活用などによる意欲の高い職員の配置などにより、強力な執行体制を確立した。

さらに、オール京都市として一体となった市政及び上下水道事業を推進するため、市長部局との間で、事務職及び技術職の人事交流を積極的に実施し、更なる連携と活性化を図った。

(3) 組織及び人事異動の規模

ア 組織の規模

		改正前	改正後	増減
上 下 水道局	本 庁	3 部・2 室 14 課	3 部・2 室 15 課	1 課増
	事業所	27 所	25 所	2 所減

イ 人事異動総数及び内訳

異 動 総 数		125 人 (うち昇任 46 人)
内 訳	局 長 級	1 人 (うち昇任 1 人)
	部 長 級	5 人 (うち昇任 2 人)
	課 長 級	30 人 (うち昇任 8 人)
	課 長 補 佐 級	26 人 (うち昇任 15 人)
	係 長 級	63 人 (うち昇任 20 人)

5 教育委員会事務局等の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」を着実に推進するとともに、学力向上や教職員の資質向上、いじめ、不登校等の教育課題に的確・迅速に対応し、本市教育の更なる充実発展を図るために必要な組織改正を次のとおり行った。

ア 学校事務支援室の新設

教員の子どもたちと向き合う時間を確保し、学力向上をはじめ、いじめ、不登校等への迅速・的確な対応など、学校教育活動の更なる活性化には、学校事務職員の積極的な学校経営への参画、円滑かつ効率的な事務執行による学校経営力の向上と教員の負担軽減が不可欠である。こうした状況の下、学校事務職員が主に担当する業務を集約し、各校園における学校事務の執行状況を全体的に把握し、適切かつ迅速な指導助言を行うとともに、直面する課題に係る集中研修による資質向上や、府費負担教職員の給与費負担の政令市への委譲の対応など、学校事務の将来的なあり方について、総括的に検討を行う部署として、総務部に「学校事務支援室」（課相当）を新設した。

イ 教職員資質向上推進室の新設

大幅増の新任管理職や若手教職員に対して、学校経営力の向上や授業改善などに向けた支援を図るとともに、人事評価に基づく、きめ細かい指導を通して、学校組織力の向上、教職員の意欲向上などを図るため、教職員人事課に「教職員資質向上推進室」（係相当）を新設した。「管理職支援・資質向上チーム」、「教員支援・資質向上チーム」及び「人事評価・査定評価チーム」の3チームを編成し、チーム員には退職校長を任用し、その貴重かつ豊かな経験を、教職員の人材育成に最大限活用する。

ウ いじめ問題に対する取組の強化

全国的にいじめの問題が続発し、本市においても大きな教育課題となるなか、「いじめ対策プロジェクトチーム」（平成18年度に設置）について、生徒指導課を中心とした各課横断体制の構築・再編成やスクールカウンセラー等の参画を図ることにより、学校・関係機関との連携を強化した。

エ 東山泉小中学校の開校に向けた体制整備

5・4制の施設併用型小中一貫校として、平成26年4月に開校予定の東山泉小中学校について、月輪中学校に教頭2名制を導入し、うち1名に教育委員会指導部の東山泉小中学校教育企画推進室指導主事を兼職させた。

オ 学校教育環境の整備充実に向けた体制整備

環境に配慮した、学校の長寿命化事業や、防災機能強化に向けた学校体育館や学校プールの改築・リニューアル事業を着実に推進するため、教育環境整備室に専任の担当課長・担当係長を増員配置した。

カ その他

(7) 財政改革有識者会議の提言を踏まえ、退職校長の任用などによる嘱託化を推進し、教育委員会事務局において、13名の職員定数の削減（総人件費の削減）を実施した。

（高等学校・幼稚園においても、教育職職員21名、技能労務職員22名の定数削減を実施し、教育委員会全体で56名の定数削減。）

(4) 仙台市教育委員会との人事交流

仙台市教育委員会との人事交流を継続実施し（平成25年度は高等学校教員1名を相互に派遣）、互いに特色ある教育実践を学び合い、それぞれの取組・施策の向上を図る。

(2) 人事異動総数内訳**ア 行政職**

		事務局内部 の異動	市長部局 への転任	市長部局等 からの転入	退 職	合 計
異 動 総 数		61	(3)	5	5	71
内 訳	局 長 級	1	(1)	1	1	3
	部 長 級	7	-	-	-	7
	課 長 級	24	(1)	1	3	28
	課長補佐級	10	-	1	-	11
	係 長 級	19	(1)	2	1	22

※ 市長部局への転任者数については、市長部局における異動件数として集計するため、教育委員会分からは除く。

イ 教育職

		事務局内部 の異動	学校等から の転入	退 職	合 計
異 動 総 数		16	40	6	62
内 訳	局 長 級	-	-	-	0
	部 長 級	-	-	-	0
	課長・人事主事・ 首席指導主事等	4	7	4	15
	指導主事等	12	33	2	47

第 4 市財政について

1 平成 25 年度予算

(1) 予算編成方針

ア 予算案の特徴

(ア) 平成 25 年度当初予算の基本姿勢

- ① 現下の我が国，京都市を巡る厳しい社会経済情勢と，東日本大震災と既存インフラ・公共施設の老朽化を踏まえ，京都経済をはじめとする都市の活性化と安心安全を最優先に，国の緊急経済対策に呼応した積極予算として，24 年度 2 月補正予算と一体的に編成
- ② 財政規律に留意しつつも，「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画を着実に推進

(イ) 最重点政策

最重点政策として，①京都経済の再生と雇用の創出，②福祉，医療，子育て支援，教育の充実，③防災・老朽化対策の着実な推進，④京都ならではの品格と魅力を高める文化芸術の振興に特に力点

(ウ) 平成 24 年度 2 月補正予算と一体となった公共投資予算の確保

国の緊急経済対策の有利な財源を積極的に確保し，市民の生命と暮らしを守る防災・老朽化対策を中心とした公共投資予算を 2 月補正予算で大幅確保，25 年度当初予算と合わせ，切れ目なく執行

<国の緊急経済対策の活用>

- ① 公共投資の拡大（一般会計。2 月補正予算については追加補正の可能性あり）

㊦当初 539 億円

→㊦2 月補正(国の緊急経済対策分)115 億円+㊦当初 599 億円=計 714 億円(32%増)

- ② 国からの有利な財源の確保

全会計で国庫支出金 47 億円を追加確保，25 年度収入として今後見込む「地域の元気臨時交付金」を含め 80 億円程度の財源を確保

※ 国の緊急経済対策に積極的に対応することにより，橋りょうの耐震化や幹線道路ネットワークの整備などの複数年事業の前倒し実施，市営住宅や学校などの施設の維持更新経費の増額，Jアラートの自動起動装置整備などの新規事業の実施が可能となった。

(エ) 財政構造改革の推進

- ① 「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画で定めた財政運営の目標及び予算枠ごとの予算配分目安額を全て達成し，平成 24 年度の 98 億円を上回る 118 億円に上る財源を捻出

進する。厳しい財政状況にあっても重要課題をしっかりと推進できるよう、財政運営の目標に基づく計画的な経費の削減と財源の重点配分に努めた。

- ① 力強い京都経済の再生と雇用の創出
 - ② 福祉，医療，子育て支援，教育などの充実
 - ③ 東日本大震災，既存インフラ・公共施設の老朽化を踏まえ，着実に推進する防災・老朽化対策
 - ④ 環境にやさしい循環型社会，暮らしに息づく文化芸術，コミュニティの活性化など京都ならではの地域の魅力の向上
 - ⑤ 都市の魅力を高める「歩くまち・京都」の推進，個性と活力あふれる都市づくりなど未来の京都への先行投資
- (イ) 重要課題を踏まえた政策の推進

5 つの重要課題のうち，とりわけ，「京都経済の再生と雇用の創出」，「福祉，医療，子育て支援，教育の充実」，「防災・老朽化対策の着実な推進」と京都ならではの品格と魅力を高める「文化芸術の振興」の 4 点に力点を置いた。

主な重点施策は，次のとおりである。

- ① 京都経済の再生と雇用の創出
 - ライフイノベーション創出支援事業
 - ・ 京都大学の最先端の研究成果を企業につなぐコーディネート機能の充実
 - ・ 革新的な医療技術研究開発助成事業の拡充
 - 企業立地促進制度補助金の拡充

24 年度に過去最高の助成件数を達成する見込みの企業立地促進制度補助金について，対象を拡充して統合したうえ，「らくなん進都」，「横大路地域」，「桂イノベーションパーク地区」における補助期間を 1 年延長
 - 中小企業の海外展開支援

京都商工会議所の「京都コネクション事業」と本市の「京もの海外市場開拓事業」を一本化し，海外展開を目指す京都の中小企業に対する支援体制を強化
 - 京都らしい M I C E 開催誘致のためのマーケティング戦略の策定

観光庁と連携し，京都市独自の M I C E 開催誘致のためのマーケティング戦略を策定
- ② 福祉，医療，子育て支援，教育の充実
 - 保育所待機児童ゼロへの取組

保育所の整備 7 か所 定員増 395 人
 - 母子家庭等医療費支給事業の父子家庭への対象拡充
 - 子ども医療費支給制度の充実

子ども医療費支給制度における通院医療費の支給方法の一部を，償還払いから本市独自で現物給付化
 - 障害者福祉施設整備

生活介護事業所 2 か所，グループホーム・ケアホーム 1 か所
定員増 計 52 人

- 介護基盤施設整備
 - 特養・小規模特養 4 か所， 認知症高齢者グループホーム 2 か所
 - 小規模多機能型居宅介護拠点 1 か所 定員増 計 214 人
- いじめ・不登校対策の充実
 - ・ スクールカウンセラー配置拡大
 - 小学校配置 57→95 校 中学校・高等学校・総合支援学校は全校配置済
 - ・ スクールソーシャルワーカー増員 (8→11 人)
- 市立高校における魅力あふれる学校づくり
 - ・ 公立高校の新たな教育制度の導入を見据えた各市立高校の魅力を高める多様な活動の実施
 - ・ 日吉ヶ丘高校リニューアル整備 (25 年度 基本計画策定)
- ③ 防災・老朽化対策
 - いのちを守る都市基盤防災・減災対策プロジェクト
 - ・ いのちを守る橋りょう健全化プログラムの推進
 - 耐震補強 18 橋，老朽化修繕 16 橋
 - ・ 道路における災害防除 (道路に面する斜面等の防災対策)
 - 既存 (民間) 建築物の耐震化対策の強化
 - ・ まちの匠，本格改修事業の充実 (24 当初 535→25 当初 1,000 件)
 - ・ 耐震診断支援事業の充実 など
 - 民間社会福祉施設の耐震化促進
 - ・ 耐震診断助成の補助上限 (1,000 千円) 撤廃
 - ・ 子育て支援事業基金を活用した民間保育所の耐震診断促進 など
 - 公共施設の耐震改修等
 - ・ 市有建築物の耐震改修等
 - ・ 市営住宅ストック総合活用事業
 - ・ 学校施設の防災機能強化 (体育館リニューアル，非構造部材の耐震化) など
 - 災害時の帰宅困難者対策の推進
 - ・ 観光地・京都駅周辺・事業所における避難誘導體制の構築
- ④ 京都ならではの品格と魅力を高める文化芸術の振興
 - 「古典の日」の推進
 - ・ 「古典の日」法制化を契機とした学校教育活動における伝統文化体験の充実
 - ・ 二条城における古典芸能の公演やレクチャー等の実施 など

- 祇園祭後祭の復興支援
 - 祇園祭山鉾連合会における祇園祭後祭復興に向けた巡行経路の検討や市民生活への影響調査などの取組を支援
 - 世界遺産「古都京都の文化財」追加登録に向けたシンポジウム等の開催
 - シンポジウムの開催，世界遺産の追加登録に向けた研究会の実施
 - 市民が残したい無形文化遺産制度（仮称）の創設
 - 日本の食文化を代表する京料理をモデルケースとして調査・検討を行うとともに、「地蔵盆」や「花街の文化」も取り上げ，その成果を検証して制度を構築
 - 美術館将来構想の策定，80 周年記念事業
- (ウ) 全会計を見据えた連結の視点の重視
- 特別会計，公営企業会計では，財政面における連結の視点はもちろんのこと，政策面においても一般会計との連携を強化し，全市を挙げて，重要課題の推進に努めた。
- ① 雇用対策事業
 - 44 事業 11 億円を予算化し，786 人の雇用を確保
 - ② 国民健康保険事業
 - 後発医薬品差額通知の新規実施などの医療費適正化の取組の強化や事務費の節減により，医療分・後期高齢者支援分・介護分の全ての保険料率を据え置き
 - ③ 水道，下水道事業
 - 【水道事業】 配水管更新のスピードアップや導水管の 2 系統化を推進
 - 【下水道事業】 管路施設の耐震化や浸水対策，合流式下水道の改善
 - 【両事業】 それぞれにおいて，大規模太陽光発電設備を設置
(一般会計と歩調を合わせ地球温暖化対策に取り組む。)
 - なお，水道料金については，平成 29 年度末の累積収支を均衡させるとともに，老朽化した水道管の更新等の財源として活用する資産維持費を算入することにより，平均 9.6%の，下水道使用料については，29 年度末の累積収支を均衡させるため，平均△3.0%の料金改定を行い，上下水道料金合わせて平均 3.7%となる料金改定を実施
 - ④ 市バス事業
 - ・ お客様に便利で分かりやすい市バス路線・ダイヤの編成とその発信
 - ・ バス待ち環境の向上
 - ・ 26 年度のサービス開始に向け，市バス I C カードシステムの導入に着手
 - ⑤ 地下鉄事業
 - ・ 駅ナカビジネスの更なる拡大（三条京阪駅工事，丸太町駅実施設計）
 - ・ 烏丸線の可動式ホーム柵の整備推進（実施設計及び工事着手）
- (エ) 府市協調の推進

京都府と密接に連携を図り、相互に協力する「府市協調」の取組を一層進化させ、母子家庭等医療費支給事業の父子家庭への対象拡充、横大路運動公園、西京極総合運動公園及び三川合流地域等におけるスポーツ施設整備に係る基本計画等の策定をはじめ、徹底した政策の融合と二重行政の打破により、オール京都が一体となった政策の推進に努めた。

エ 財政構造の改革

(ア) 財政運営の目標、予算配分目安額の遵守

政策の推進と財政構造の改革を両立させるため、

- ① 人員削減などによる総人件費の削減、事業見直し等による財源確保など歳入歳出の主要な 4 分野ごとに実施計画で定めた財政運営の目標を遵守し、
- ② 更に、公営企業に対する繰出金の削減も含め、平成 24 年度の 98 億円を上回る 118 億円に上る財源を捻出し、局横断的な予算枠である政策的新規・充実事業予算枠、給与費枠、投資枠、消費等枠のいずれにおいても、予算編成通知で定めた予算配分目安額の範囲内で予算を編成した。

(イ) 特別の財源対策

実施計画で、各年度概ね 100 億円を目標としている「特別の財源対策（公債償還基金の取崩し等）」については、本市予算編成の最終段階で、国の地方財政対策における、地方公務員給与削減を目的とした地方交付税等の減額という異例の措置により、131 億円となった。

(ロ) 実質市債残高

全会計・一般会計とも、臨時財政対策債を除いた実質市債残高を、24 年度に比べて減少させ、ピーク時から比べても、大幅に縮減した。

<参考>実質市債残高

全会計	24	兆 8,947 億円	→	25	兆 8,658 億円	(△289 億円, △1.5%)
						ピーク時 (24 兆 957 億円) から約 2,300 億円縮減 (△11.0%)
一般会計	24	9,622 億円	→	25	9,481 億円	(△141 億円, △1.5%)
						ピーク時 (20 9,832 億円) から約 350 億円縮減 (△3.6%)

(エ) 全会計を通じた財政健全化

連結ベースでの財政健全化に向けて、経営健全化計画を推進中の市バス・地下鉄両事業において、引き続き、増収増客の取組とコスト削減に努める。

① 市バス事業

平成 25 年度予算における資金不足比率は 15.6% (対計画比 13.8 ポイント改善) と財政健全化法に基づく経営健全化基準の 20%を下回り、健全化計画よりも 2 年前倒しで経営健全化団体から脱却する見込みとなった。

② 地下鉄事業

5 万人増客に向け、経営健全化計画を上回る旅客数 (342 千人/日) を見込むなど、25 年度予算における資金不足比率は 55.4% (対計画比 18.2 ポイント改善)

と計画を上回る収支改善となり、経営健全化計画で 25 年度までに予定していた地下鉄の運賃改定は、26 年度においても見送る。

オ 政策と財政構造改革の一体的推進

以上のとおり、25 年度予算は、国の緊急経済対策に呼応し、24 年度補正予算と相まって、積極的に公共投資予算を確保するなど、現下の課題に対応し、着実に政策を推進する一方で、118 億円に上る財源を捻出し、実質市債残高も順調に縮減するなど、政策と財政構造改革を一体として推進する予算とすることができた。

カ 地方財政対策と大都市税財政制度

平成 25 年度の地方財政対策においては、地方一般財源総額は、24 年度と同水準が確保されたものの、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税は、地方公務員給与削減を目的とした減額という異例の措置により、前年度を下回ることとなった。

実施計画に示しているとおり、特別の財源対策に依存しない、景気変動にも耐え得る安定した財政構造の確立は、次の 3 つの取組が一体となって初めてなし得るものである。

- (ア) 実施計画に掲げる重点戦略の推進により、都市の魅力を高め、担税力を強化する取組
- (イ) 総人件費の削減や公共投資の抑制、消費的経費の見直しなど、歳出構造改革の取組
- (ウ) 地方交付税の総額確保や大都市税財源の拡充、国における社会保障と税の一体改革など、地方税財政制度の充実の取組

このため、国と地方の役割分担の抜本的な見直しと、その役割分担に応じた地方税財源の拡充、とりわけ、大都市の実態に即応した税財政制度の確立に向けて、他の政令指定都市とも共同して、引き続き積極的に提言を行っていく。

(2) 市会の審議と予算の成立

平成 25 年度当初予算その他関連議案は、第 1 回市会（2 月定例会）に提案され、2 月 20 日に市長の提案説明が行われ、2 月 26 日、27 日の両日にわたる代表質疑で各会派から 16 名の議員が質疑に立ち市長、副市長及び関係理事者の答弁を求めた後、2 月 27 日に予算特別委員会に付託のうえ、慎重に審議された。

予算特別委員会では、2 月 28 日の環境政策局（第 1 分科会）、都市計画局（第 2 分科会）、消防局（第 3 分科会）を皮切りに各局別に質疑を続け、3 月 12 日、13 日には、市長、副市長に対する総括質疑を行い、3 月 22 日の討論終了で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定された。

こうして、3 月 22 日の最終本会議において、25 年度当初予算案は、原案のとおり可決された。

なお、予算の可決に際し付された付帯決議は、次のとおりである。

議第 1 号 平成 25 年度京都市一般会計予算

1 平成 16 年 6 月の消防法改正とそれに伴う京都市火災予防条例の改正により、住宅用火災警報器の設置が市民に義務付けられ、京都市消防局としても取組を進めてきた。その結果、京都市における一部設置を含めた設置率は 93 パーセントとなり全国一の設置率であるが、義務付けられている完全設置については、いまだ 76 パーセントと言われている。

市民の安全・安心を守るため、市民個人の義務である住宅用火災警報器の設置について、各種自治組織、自主防災会組織、また消防団と連携し、総合防災訓練や救命講習など個々の市民の防災意識の向上と地域全体の防災力の向上を目指した取組を通じて引き続き周知徹底を図りつつ、全戸完全設置の完遂に向けた取組を鋭意進めること。

2 京都市の表玄関である京都駅近隣地域の東九条地区住宅市街地総合整備事業は平成 5 年に開始し、24 年度で終了予定であった。しかし、いまだ買収が終わっておらず、未整備の用地も残っていることから、25 年度以降も事業を継続することになっている。この総事業費は 213 億円であり、24 年度補正予算、25 年度予算で 43 億円を充当して土地取得特別会計から買い戻すこととなっている。現在、未利用の土地も、今後買収する土地も、国費を活用する関係でいずれも公園・緑地用地として整備することになっているが、これらを合わせると 15,000 平方メートルを上回る敷地である。この用地を有効にいかすために、地元の意見を尊重しつつも、広く市民の意見も受け入れ、誰もが利用できる用地となるよう、暫定利用を含めた検討を早急に求めるものである。

議第 1 号 平成 25 年度京都市一般会計予算**議第 15 号 平成 25 年度京都市土地取得特別会計予算**

京都市土地開発公社は長年にわたり用地取得等本市公共事業に多くの役割を果たしてきた。しかしながら見通しが甘い用地取得も少なくなく、現在、約 91 億円の損失があると見込まれている。

本市は 15 年間で清算する方針を議会に示したが、第三セクター等改革推進債の活用で公社を破産させ 10 年で処理をする場合に比べ、責任の所在が明確にされない、議会への説明責任が果たせない、15 年で確実に公社を解散できるのか、多くの疑念がある。

よって、公社の運営経費を最大限抑制するとともに、これらの課題について、議会や市民に対して、毎年進捗状況を報告し、公社の解散に向けて確実な実行を強く求める。

議第 1 号 平成 25 年度京都市一般会計予算**議第 3 号 平成 25 年度京都市国民健康保険事業特別会計予算****議第 4 号 平成 25 年度京都市介護保険事業特別会計予算****議第 6 号 平成 25 年度京都市地域水道特別会計予算****議第 7 号 平成 25 年度京都市京北地域水道特別会計予算****議第 8 号 平成 25 年度京都市特定環境保全公共下水道特別会計予算**

議第 9 号 平成 25 年度京都市中央卸売市場第一市場特別会計予算

議第 10 号 平成 25 年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計予算

議第 11 号 平成 25 年度京都市農業集落排水事業特別会計予算

議第 17 号 平成 25 年度京都市市公債特別会計予算

議第 19 号 平成 25 年度京都市水道事業特別会計予算

議第 20 号 平成 25 年度京都市公共下水道事業特別会計予算

議第 21 号 平成 25 年度京都市自動車運送事業特別会計予算

議第 22 号 平成 25 年度京都市高速鉄道事業特別会計予算

議第 24 号 京都市職員厚生会条例の全部を改正する条例の制定について

平成 25 年度から京都市交通局厚生会及び京都市上下水道局職員等厚生会等を廃止統合し、京都市職員厚生会として一般財団法人化されることとなった。

京都市職員厚生会について平成 20 年に事業主負担の凍結を決定して以来、多くの事業見直しや施設の閉鎖を行ったことは議会の指摘を受けたものと評価できる。

事業主負担である補助金交付については、本来、補助金が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることから、交付の目的及び効用、補助対象の事業目的及び実施状況等を十分に検証したうえで、公正かつ適正に執行されなければならないものである。

しかるに、厚生会への補助金交付が、補助金の適正化と透明性を確保するために制定された「京都市補助金等の交付等に関する条例」の適用除外とされて運用されてきたことや、第三者意見を反映すべき評議委員や監事も、全て職員で運営されてきていることや、さらに凍結期間に会費も凍結していた厚生会がある等、市民から見て開かれた組織とは言えず、極めて不透明な状況になっていることが予算審議の中で明らかになった。

こうした中、市民負担を強いる平成 25 年度予算編成の一方で、特別対策として平成 21 年度から交付の凍結を継続してきた厚生会への補助金を凍結解除することは、はばたけ未来へ！京プランで示された厚生会の統合再編や、一般財団法人化への移行と同時期になったとはいえ、市民に対する説明責任が十分に果たされてきたとは言い難いものである。

議会も引き続き報酬の 10 パーセント削減を決めるなど市民負担を減らす努力が求められている中、地方公務員法に規定されている厚生会の一般財団法人化は認められるものの、職員厚生会組織の改革案や、事業の廃止及び見直し等今後の事業計画案、向こう 50 年間の補助金交付額及び財政見通し案等、市民が理解できる職員厚生会の抜本改革案が市民に提示されなければ、補助金交付の再開は到底容認できるものではない。

よって、市長は、平成 25 年度の事業主負担を凍結し、職員厚生会から、具体的な抜本改革案が市会に報告され、了承されるまでの間は、補助金交付を執行停止すべきである。

議第 1 号 平成 25 年度京都市一般会計予算

議第 46 号 京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について

今般、京都市は多くの値上げを予定しているが、特に子育て分野に関しては、環境の充

実のため、厳しい財政状況の下で一部負担をお願いしていることについては一定の理解はできる。これらについては保護者に十分な説明と理解を求めることはもとより関係者と綿密な連携をとること。

また、子育て世代の市民負担を最小限にするためにも、児童館及び学童保育所利用料の値上げについては厚生会の事業主負担を執行停止する財源も含めて検討することにより 1 年間先送りすること。

2 平成 24 年度決算

(1) 決算の概要

ア 全会計の歳出決算規模

	23年度 (A)		24年度 (B)		差引 (B)-(A)	
	億	百万円	億	百万円	億	百万円
一般会計	7,480	11	7,265	21	△ 214	90
特別会計	6,151	00	6,872	68	721	68
公営企業会計	2,361	78	2,606	27	244	49
全会計合計	1兆5,992	89	1兆6,744	16	751	27

全会計合計の歳出決算規模は、1兆6,744億16百万円で、前年度から751億27百万円の増となった。

会計別では、一般会計が、障害者自立支援費や保育所運営費、生活保護費等が増加したものの、融資実績に応じた中小企業金融対策費の減や、事業の進ちよく等に伴う投資的経費の減などにより、平成23年度に比べ214億90百万円の減となった。

一方で、特別会計は、高金利企業債の借換え等に伴う市公債特別会計の増のほか、京都会館ネーミングライツ収入の文化芸術振興基金への積立てや公債償還基金の満期一括償還に係る取崩しの増加に伴う基金特別会計の増、介護給付費の増加に伴う介護保険事業特別会計の増などにより、平成23年度を721億68百万円上回る決算額となった。

また、公営企業会計は、水道事業における山ノ内浄水場の廃止に伴う除却費及び配水管の破損事故に伴う損害賠償や、下水道事業における高金利企業債の借換え等に伴う企業債償還金の増などにより、平成23年度に比べ244億49百万円の増となった。

イ 一般会計

(ア) 決算規模

区 分	23 年度		24 年度		増減	
	億	百万円	億	百 万 円	億	百 万 円
歳入総額	7,535	94	7,325	48	△210	46
歳出総額	7,480	11	7,265	21	△214	90
歳入歳出差引額	55	83	60	27	4	44
翌年度へ繰り越すべき財源 (繰越事業費－未収入特定財源)	41 (118 億 80 百万-77 億 02 百万)	78	41 (203 億 99 百万-162 億 37 百万)	62	△	16
実質収支	14	05	18	65	4	60
単年度収支	+6	74	+4	60	△2	14

(イ) 24 年度決算の収支

平成 24 年度決算の収支は、4 億 60 百万円の単年度黒字となった。これにより、平成 20 年度にリーマンショックの影響により過去最大の赤字となった実質収支については、18 億 65 百万円の実質（累積）黒字となった。

歳入の根幹を成す市税収入は、3 年に 1 度の評価替えの影響による固定資産税・都市計画税の減等により、平成 23 年度決算比 59 億 62 百万円、2.4%減の 2,426 億 58 百万円となった。また、臨時財政対策債も含めた実質的な地方交付税については、国への積極的な要望活動等により 3 年連続で 1,000 億円台を確保することができたものの、平成 23 年度決算比 24 億 56 百万円、2.3%減の 1,024 億 72 百万円となり、その結果、一般財源収入は、前年度から 65 億 79 百万円減の 3,768 億 18 百万円となった。

このように、一般財源収入の減少により財政状況が悪化する中、平成 24 年度当初予算の編成段階で総人件費の削減（12 億円）や事業の見直し（28 億円）など、徹底した行財政改革を推進した。とりわけ、最大限の努力を行った人件費の削減については、平成 19 年度から 24 年度までの 5 年間に於いて全会計で約 2,000 人削減し、平成 24 年度から 25 年度にかけても 125 人を削減した。さらに、市税徴収率について、市民の皆様の納税への御理解と、区役所・支所と本庁が一丸となって推進した滞納市税等対策本部の重点的な取組により、前年度比+0.2 ポイントとなる 97.4%と過去最高を達成するとともに、予算執行においても、徹底した経費の節減に取り組んだ結果、単年度黒字を維持し、これにより実質収支についても黒字を拡大することができた。

ウ 特別会計

(7) 歳出決算規模

会計名	23年度		24年度		増減		伸び率
	億	百万円	億	百万円	億	百万円	
母子寡婦福祉資金貸付事業	3	69	3	31	△	38	△ 10.2
国民健康保険事業	1,471	99	1,485	86	13	87	0.9
介護保険事業	1,004	77	1,070	72	65	95	6.6
後期高齢者医療	148	80	158	29	9	49	6.4
地域水道	10	30	8	44	△1	86	△ 18.1
京北地域水道	7	28	9	18	1	90	26.0
特定環境保全公共下水道	16	37	14	97	△1	40	△ 8.6
中央卸売市場第一市場	21	88	22	67		79	3.6
中央卸売市場第二市場・と畜場	7	81	7	51	△	30	△ 3.8
農業集落排水事業		45		43	△	2	△ 3.6
雇用対策事業	27	27	16	92	△10	35	△ 37.9
土地区画整理事業		71		26	△	45	△ 63.7
駐車場事業	21	78	21	34	△	44	△ 2.0
土地取得	103	84	152	38	48	54	46.7
基金	568	17	735	26	167	09	29.4
市公債	2,700	04	3,087	84	387	80	14.4
市立病院機構病院事業債	35	84	77	30	41	46	115.7
特別会計合計	6,151	00	6,872	68	721	68	11.7

(注)百万円未満を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

(イ) 収支の状況

会計名	23年度		24年度		増減	
	億	百万円	億	百万円	億	百万円
母子寡婦福祉資金貸付事業	2	30	3	11		81
国民健康保険事業	△ 37	11	△ 9	66	27	45
介護保険事業	4	38	6	19	1	81
後期高齢者医療	5	16	6	02		86
地域水道		-		-		-
京北地域水道		-		-		-
特定環境保全公共下水道		-		-		-
中央卸売市場第一市場	4	25	4	23	△	2
中央卸売市場第二市場・と畜場		-		-		-
農業集落排水事業		-		0		0
雇用対策事業		3		1	△	2
土地区画整理事業	2	04	3	31	1	27
駐車場事業		-		-		-
土地取得	5	01		-	△5	01
基金		17		79		62
市公債		3		1	△	2
市立病院機構病院事業債		-		-		-
特別会計合計	△13	74	14	01	27	75

(注1) 百万円未満を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

(注2) 数値が0の場合は「-」、数値は存在するが百万円未満の端数処理により1未満となる場合は「0」としている。

高齢化の進展等により、介護保険事業が対前年度比+6.6%、65億95百万円の増となった。また、土地取得特別会計において、土地開発公社保有地の買戻しの増に伴い対前年度比+46.7%、48億54百万円の増となったほか、基金特別会計は、京都会館ネーミングライツ収入の文化芸術振興基金への積立てや公債償還基金の満期一括償還に係る取崩しの増等に伴い、対前年度比+29.4%、167億9百万円の増、市公債特別会計は、高金利企業債の借換え等に伴い対前年度比+14.4%、387億80百万円の増、市立病院機構病院事業債特別会計は、市立病院の新棟建設推進に伴い対前年度比+115.7%、41億46百万円の増となった。

一方で、雇用対策事業は、府支出金（国財源）の配分額が減少したことに伴い、前年度に比べ、△37.9%、10億35百万円の減となった。

また、国民健康保険事業においては、保険料徴収率が向上したことや、府下市町村で実施している高額医療費共同事業等の再保険事業における本市拠出金が減少したことなどにより、27億45百万円の収支改善が図られ、累積赤字が9億66百万円に縮小した。しかし、14億78百万円の国庫負担金が平成24年度に過大交付されており、これを平成25年度に返還する必要がある。

エ 公営企業会計

(7) 歳出決算規模

会計名		23年度 (A)		24年度 (B)		増減 (B)－(A)		伸び率 %
		億 百万円	億 百万円	億 百万円	億 百万円	億 百万円	億 百万円	
水道事業	収益的支出	278	27	335	73	57	46	20.6
	資本的支出	273	07	288	93	15	86	5.8
	計	551	34	624	66	73	32	13.3
公共下水道事業	収益的支出	424	42	414	76	△ 9	67	△ 2.3
	資本的支出	545	71	726	67	180	96	33.2
	計	970	13	1,141	43	171	30	17.7
自動車運送事業	収益的支出	177	13	170	46	△ 6	67	△ 3.8
	資本的支出	23	12	28	67	5	55	24.0
	計	200	25	199	13	△ 1	12	△ 0.6
高速鉄道事業	収益的支出	350	37	335	80	△ 14	57	△ 4.2
	資本的支出	289	69	305	25	15	56	5.4
	計	640	06	641	05		99	0.2
公営企業会計合計		2,361	78	2,606	27	244	49	10.4

(注1) 消費税及び地方消費税抜きの数値である。

(注2) 百万円未満を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

(i) 単年度収支の状況

会計名		平成23年度 (A)		平成24年度 (B)		増減 (B)－(A)	
		億 百万円	億 百万円	億 百万円	億 百万円	億 百万円	億 百万円
水道事業	経常損益	6	92	3	42	△ 3	50
	特別損益		-	△ 58	42	△ 58	42
	純損益	6	92	△ 55	00	△ 61	92
公共下水道事業	経常損益	36	25	34	35	△ 1	90
	特別損益		-		-		-
	純損益	36	25	34	35	△ 1	90
自動車運送事業	経常損益	28	93	26	01	△ 2	92
	特別損益		-		12		12
	純損益	28	93	26	13	△ 2	80
高速鉄道事業	経常損益	△ 67	49	△ 48	41	19	08
	特別損益	△ 8	79	2	65	11	44
	純損益	△ 76	28	△ 45	76	30	52

(注) 消費税及び地方消費税抜きの数値である。

(ii) 資金不足比率の状況

会計名	23年度	24年度	経営健全化基準 20%
自動車運送事業	25.9%	17.2%	
高速鉄道事業	57.8%	31.9%	

(注) 他の会計において、資金不足は発生していない。

(エ) 各会計の経営状況

a 水道事業

収入においては、景気の停滞や節水型社会の進展による水需要の減少傾向が続いていることから、水道料金収入が減少し、総収入も減少した。

一方、支出においては、物件費が増加したが、職員給与費及び支払利息等の削減に加え、減価償却費等の減少により、経常支出が減少した。

この結果、3 億 42 百万円の経常利益が生じたものの、山ノ内浄水場廃止に伴う未償却資産の除却費及び配水管の破損事故に伴う損害賠償に要する経費を特別損失として計上したため、純損失は 55 億円と 6 年ぶりの赤字決算となり、29 年ぶりに年度末の未処理欠損金が 2 億 1 百万円生じた。

今後も、水需要の減少傾向が続くことが見込まれるなど、経営環境が厳しさを増す中、中期経営プラン（2013-2017）に基づき、財政基盤の強化を図りつつ、老朽化した水道管の更新をはじめ、地震対策や鉛製給水管の取替えなどの事業を着実に進めていく必要がある。

b 公共下水道事業

収入においては、景気の停滞や節水型社会の進展による水需要の減少傾向が続いていることから、下水道使用料収入が減少し、総収入も減少した。

一方、支出においては、物件費が増加したが、職員給与費及び支払利息等の削減に加え、減価償却費等の減少により、総支出が減少した。

この結果、34 億 35 百万円の純利益が生じ、この利益の全額は、資本的収支の資金不足額を補填するため減債積立金として処分することとした。

また、汚水処理経費が下水道使用料で賄えているかを表す当年度実質資金過不足額も、9 億 17 百万円と 3 年連続の黒字となった。

しかしながら、水道事業と同様、水需要の減少傾向が続くことが見込まれるなど、経営環境が厳しさを増す中、中期経営プラン（2013-2017）に基づき、財政基盤の強化を図りつつ、地震対策をはじめ、浸水対策や合流式下水道の改善、老朽化した施設の改築更新などの事業を着実に進めていく必要がある。

c 自動車運送事業

収入においては、お客様の利便性向上に向けたダイヤの充実に取り組んできた効果もあって、旅客数は前年度から 7 千人増加し、運送収益が増加した一方で、一般会計からの任意補助金を 10 億 18 百万円削減したことなどにより、経常収入は減少した。

一方、支出においては、経営健全化の取組を推進し、平均給与の低下等による経常人件費の減少やバス車両更新台数の抑制等に取り組んだ結果、経常支出が減少し、経常損益は経営健全化計画の平成 24 年度見込みである 17 億円を大幅に上回る 26 億 1 百万円と 10 年連続の黒字となった。

また、資金不足比率は、前年度から 8.7 ポイント改善して 17.2%となり、経

営健全化基準の 20%を下回ったことから、計画よりも 3 年前倒しで経営健全化団体を脱却することとなった。

今後は、一般会計の補助金に頼らない、自立した経営の確立に向け、徹底したコスト削減の継続など、一層の経営の効率化を図るとともに、更なる利便性の向上とお客様の利用拡大に努めていく必要がある。

d 高速鉄道事業

収入においては、全庁を挙げた増客の取組や新たな商業スペース「コトチカ京都」の開業に加え、シンデレラクロス・夜間時間帯の増便による利便性向上策が浸透してきたことなどにより、旅客数が前年度より 5 千人増加し、経常収入は増加した。

一方、支出においては、駅職員業務の一部民間委託化等のコスト削減に取り組んだことに加え、支払利息の減などにより、経常支出が減少した。

この結果、経常損益は、赤字幅が前年度に比べ 19 億 8 百万円改善して、48 億 41 百万円の赤字となり、経営健全化計画の平成 24 年度見込みの 95 億円の赤字から大幅に縮小することができた。

また、現金収支（償却前損益）の黒字額が、前年度の 55 億 25 百万円から 69 億 18 百万円に拡大したことから、資金不足比率は、25.9 ポイント改善し、31.9%となった。

このように、現金収支の黒字が拡大し、経営健全化に強力に取り組んでいる地下鉄事業であるが、依然として多額の資金不足を抱えている。経営健全化については長期的視野に立って取り組む必要があり、引き続き、経営健全化計画に掲げた 5 万人の乗客増加という目標の達成と、徹底したコスト削減や利便性の向上などあらゆる努力を重ねる必要がある。

オ 財政健全化法に基づく健全化判断比率

	23年度	24年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	11.25%	20.00%
連結実質赤字比率	-	-	16.25%	30.00%
実質公債費比率	13.7%	13.8%	25.0%	35.0%
将来負担比率	237.2%	235.4%	400.0%	-

(注) 黒字の場合、実質赤字比率は「-」となる。

一般会計において実質収支の黒字を維持・拡大できたことから、普通会計の実質収支も、19 億 14 百万円の黒字となった。

連結実質収支については、水道事業において、山ノ内浄水場廃止に伴う企業債繰上償還や洛西地域の配水管破損事故に伴う損害賠償等により資金が減少（水道+101 億 99 百万円→66 億 45 百万円）したものの、市バス・地下鉄事業における増収増客やコスト削減に取り組んだことによる資金不足額の縮小（市バス△48 億 73 百万円→△32 億 48 百万円、地下鉄△138 億 10 百万円→△78 億 8 百万円）、公共下水道事業における財政健全化を進めたことによる資金の増加（下水道+178 億 98 百万円→ +194

億 20 百万円) などにより、前年度から 91 億 29 百万円改善した結果、平成 24 年度では、176 億 3 百万円の黒字となった。

また、実質公債費比率は前年度から 0.1 ポイント増の 13.8%、将来負担比率は 1.8 ポイントの減の 235.4%となった。平成 24 年度決算における 20 政令指定都市の比較(8 月末時点)では、実質公債費比率が高い方から 5 番目、将来負担比率は 3 番目の値となり、他政令指定都市に比べ将来的な財政負担が大きい状態にある。

カ 今後の財政運営

平成 24 年度決算においては、全会計、一般会計ともに実質収支の黒字を維持・拡大させることができ、着実に財政健全化の取組を進めているところである。

しかしながら、本市の市民 1 人当たりの市税収入は、他の指定都市の平均を下回り、大阪市との比較では、その差額は約 7 万円、本市人口 147 万人分換算では 1,022 億円少ないこととなり、構造的に財政基盤が脆弱である。また、景気回復により税収増が見込まれる一方、国において地方交付税削減の議論がなされており、税収増に見合った一般財源収入の増が見込まれるか不透明な中、今後も高齢者の増等に伴い社会福祉関連経費の増加傾向が続く見通しであり、本市財政は依然として厳しい。

こうした状況にあることから、当面は、予算編成において、「特別の財源対策」に依存せざるを得ない状況が続くが、将来負担も考慮すると、その活用額は可能な限り圧縮する必要がある。また、地下鉄事業の経営状況は大幅に改善したとはいえ、依然として経常損益は赤字で、多額の企業債残高を抱えており、上下水道事業においても、水需要の減少傾向が継続する中、老朽管の更新に多額の経費を要するなど、公営企業を取り巻く環境も厳しい状況に変わりはない。

将来にわたって財政を持続可能なものとするためには、デフレからの脱却と安定的な経済成長の実現に向けた国の取組に歩調を合わせて、引き続き、「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」実施計画に基づく都市の成長戦略と行財政改革を一体として進めることが必要である。

そのため、産学公連携による新産業・新事業の創出や伝統産業の振興などの産業政策、観光・MICEの振興、雇用の創出に加えて、「世界の文化首都」としての文化芸術の振興、「歩くまち・京都」総合交通戦略や景観政策の推進による都市の魅力の向上、「大学のまち京都、学生のまち京都」の推進や保育所待機児童解消といった若者・女性の活力を引き出す施策など、京都の強みを最大限に生かした多彩な成長戦略を強力に推進することにより、京都経済を活性化し、将来の税収増につなげていく。また、これを支えることのできる安定した財政基盤の確立に向け、総人件費の削減や事務事業の効率化など歳出構造改革を徹底していく。併せて、子や孫の世代に借金を増やさないう、生産年齢人口の減少を考慮し、引き続き、公共投資を的確にコントロールすることにより、実質市債残高を着実に縮減していく。

これらの取組に加え、国に対しては、大都市税財源の拡充や地方交付税制度の抜本改革などの地方財政全般にわたる改革を引き続き強く求めていくことにより、中長期

的に一般財源収入の増加を図り、特別の財源対策に依存しない、持続可能かつ機動的な財政運営の確立を目指す。

(2) 決算の認定

市会においては、これらの決算審査を第 4 回市会（9 月定例会）で行い、その結果、決算 22 件はいずれも認定された。

なお、決算の認定に際し付された意見は次のとおりである。

報第 19 号 平成 24 年度京都市水道事業特別会計決算

有収率は前期の中期経営プランで 24 年度末の目標が 87.4 パーセントだったのに対し、86.7 パーセントと目標達成できなかった。これは、老朽管の更新や鉛製給水管の取替えの遅れによるものである。

よって、平成 25 年度からの後期の中期経営プランにおいては、有収率の更なる向上を目指し、老朽管の更新等、計画どおり着実に取り組むこと。

3 国の予算・施策に関する提案・要望行動

本市の平成 26 年度国家予算に関する要望については、国の成長戦略を踏まえ、京都の強みを最大限に生かした成長戦略を推進していくための提案・要望を重点的に政策 24 項目を取りまとめ、各省庁の概算要求時期に合わせ、平成 25 年 6 月に関係各省庁や地元選出国会議員への提案・要望を行った。

また、指定都市においては、「平成 26 年度国の施策及び予算に関する提案」及び「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成 26 年度）」を中心とした要請活動が行われた。

さらに、全国市長会などにおいても、国の施策・予算などについて、要望活動等が行われた。

活動経過の概略は、次のとおりである。

(1) 本市独自提案・要望

ア 「平成 26 年度国の予算・施策に関する提案・要望」

〈6 月〉 関係省庁、京都府選出国会議員に提案・要望

イ 「平成 26 年度国の予算・施策に関する緊急提案・要望」

〈11 月〉 関係省庁、京都府選出国会議員に提案・要望

(2) 主な指定都市共同提案・要望

ア 「平成 26 年度国の施策及び予算に関する提案」

〈7～8 月〉 各市が分担して関係省庁や政党に要請

イ 「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成 26 年度）」

〈11 月〉 税財政関係特別委員長会議※（10 月 31 日） ※京都市会は、経済総務委員会が担当

経済総務委員会等による党派別要望活動

(日本共産党：11 月 27 日)

ウ その他の主な要望・提言等

- ・「政権公約に対する指定都市市長会要請」(5 月 21 日)
- ・「地方分権改革の推進に向けた指定都市市長会要請」(5 月 29 日)
- ・「骨太方針 2013 (仮称) に対する提案」(5 月 29 日)
- ・「平成 26 年度税制改正に関する指定都市市長会緊急要請」(9 月 11 日, 11 月 21 日)
- ・「平成 26 年度国家予算編成に関する指定都市市長会緊急要請」(12 月 19 日)

第 5 市庁舎整備基本構想について

1 はじめに

本市では、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災拠点として耐震性能の不足などを解消する市庁舎の整備が待ったなしの状況である。このため、建築家の武田五一監修による、近代建築物として歴史的・文化的価値を有する現在の本庁舎を保存し、市民の安心・安全を守り、現市庁舎が抱える様々な課題を解消する基本的な方向性をまとめた「市庁舎整備基本構想」を策定した。

2 資料

(1) 市庁舎整備基本構想（概要版）

※市会ホームページで御覧いただけます。

3 市会の動き

(1) 本会議

平成 22 年 2 月 23 日	代表質疑	市役所庁舎の建て替えについて
平成 23 年 5 月 27 日	代表質問	市庁舎の整備について
平成 24 年 3 月 2 日	代表質疑	大規模太陽光（メガソーラー）発電所の設置について
平成 25 年 5 月 17 日	代表質問	市庁舎の建て替えについて

(2) 経済総務委員会

平成 22 年 2 月 8 日	市庁舎整備懇談会の内容と基金について質疑応答
平成 22 年 5 月 21 日	市庁舎整備に関する提言について理事者報告及び質疑応答
平成 24 年 6 月 4 日	本庁舎の保存・活用に向けた最適な耐震補強工法の検討等の調査結果についての理事者報告及び質疑応答
平成 25 年 2 月 12 日	「市庁舎整備基本構想（案）」の策定及び市民意見募集の実施についての理事者報告及び質疑応答

(3) 予算特別委員会

平成 24 年 3 月 8 日	市庁舎の整備基本構想について質疑応答
-----------------	--------------------

(4) 普通予算特別委員会

平成 20 年 5 月 23 日	市庁舎整備についての質疑応答
平成 20 年 5 月 30 日	市庁舎の建て替えについて質疑応答
平成 22 年 3 月 1 日	市庁舎整備についての質疑応答

(5) 普通決算特別委員会

平成 21 年 10 月 6 日	市庁舎整備についての質疑応答
平成 21 年 10 月 7 日	市庁舎整備についての質疑応答

第 6 京都市清酒の普及の促進に関する条例の制定 について

1 はじめに

本市では、平成 24 年 12 月 26 日に、「京都市清酒の普及の促進に関する条例」を議員提案により制定し、平成 25 年 1 月 15 日に施行した。

この条例は、市民にとって身近なものである「乾杯」の機会に本市の伝統産業である清酒を用いることにより、清酒の普及を通じた日本文化への理解及び伝統産業の普及促進を目的として定めたものであり、清酒の普及を促進するための条例としては、全国で初めて制定されたものである。

条例の制定に当たっては、伏見酒造組合から議長及び市長等に対し、「京都の伝統文化や京料理とも深く関わる日本酒が乾杯の席で影が薄くなりつつあることを憂慮し、京都における宴会やパーティーでの乾杯は日本酒、そして、伏見をはじめとする京都の清酒を利用していただくことを普及促進するための条例を制定してほしい」との強い要望が寄せられた。

これを受け、自民党市議団において検討がなされ、平成 24 年 11 月 26 日の本会議において、同議員団所属議員 22 名から条例議案が議長に提出された。

2 資料

- (1) 当初議案
- (2) 修正案
- (3) 京都市清酒の普及の促進に関する条例
※市会ホームページで御覧いただけます。

3 市会の動き

- (1) 経済総務委員会
平成 24 年 12 月 18 日 「京都市清酒の普及の促進に関する条例の制定について」付託議案審査
- (2) 議案・審議結果
平成 24 年 12 月 26 日 「京都市清酒の普及の促進に関する条例の制定について」を全会一致で修正可決
- (3) 付帯決議
平成 24 年 12 月 26 日
議第 40 号 京都市清酒の普及の促進に関する条例の制定について
日本の伝統文化が織りなす和文化を京都から内外に発信する意味からも、市長並び

に議会は、関係団体と連携を図りながら自ら率先行動する中で、条例の主旨を市民に広く知らしめるとともに、清酒をはじめとする京都の伝統産業の振興に一層努めるものとする。

第 7 京都市交通安全基本条例の制定について

1 はじめに

本市では、平成 25 年 5 月 28 日に、「京都市交通安全基本条例」を議員提案により制定した。

この条例は、平成 24 年に発生した祇園地域での暴走事故や京都府亀岡市の通学路での無免許運転事故を受けて、交通事故のない安全で快適な市民生活の実現に寄与することを目的として定めたものである。

条例は、全 13 条から構成されており、本市における道路交通の安全に関し、その基本理念を定めて、本市及び市民等（注）の責務を明らかにするとともに、道路交通環境の整備や交通安全教育の推進など、交通安全に関する施策の基本となる事項を定めている。

条例提案に当たっては、自民党市議団、民主・都みらい及び公明党市議団の三会派で継続的に協議が行われ、その後、平成 25 年 5 月 14 日、これら三会派の所属議員に無所属議員 2 名を加えた 48 名から条例議案が議長に提出された。

（注）市民、事業者及び観光旅行者その他の滞在者をいう。

2 資料

(1) 京都市交通安全基本条例

※市会ホームページで御覧いただけます。

3 市会の動き

(1) 暮らし環境委員会

平成 25 年 5 月 21 日 「京都市交通安全基本条例の制定について」付託議案審査

(2) 議案・審議結果

平成 25 年 5 月 28 日 「京都市交通安全基本条例の制定について」を全会一致で可決

第 8 公立高校の新しい教育制度の策定について

1 はじめに

今後の京都市・乙訓地域公立高校の教育制度及び入学者選抜制度の在り方を検討するため、平成 23 年 10 月、「京都市・乙訓地域公立高等学校教育制度に係る懇談会」を設置し、約 1 年にわたる幅広い観点からの協議が進められるとともに、約 11,000 人の回答を得た生徒・保護者アンケート調査等を経て、平成 24 年 8 月、「まとめ」が提言された。同年 11 月には、「まとめ」に基づき京都府教育委員会とともに策定した「新しい高校教育制度（案）」について意見募集等を実施し、ここで市民・府民の方から提出いただいた 452 件の意見等も踏まえ、平成 25 年 1 月、京都府・京都市の両教育委員会において、「新しい京都市・乙訓地域公立高等学校の教育制度」の議決を得た。

「新しい京都市・乙訓地域公立高等学校の教育制度」は、次の点を基本的な考え方としている。

- ・ 各高校において、特色ある学校づくりを更に推進し、生徒一人一人が望む進路や将来の希望に柔軟に応えられること。
- ・ 中学生が自らのキャリア形成に向けて、各高校の特色を理解したうえで、目的意識を持って主体的に高校を選択できること。

また、「新しい京都市・乙訓地域公立高等学校の教育制度」は、次の 4 点が新しくなった点である。

- (1) 各高校において、特色ある学校づくりをこれまで以上に推進し、生徒一人一人の進路選択により柔軟に応えられるよう、全日制普通科に設置する「類・類型制度」を廃止し、普通科に一本化する。
- (2) 生徒の多様な進路希望に応えるため、より多くの高校から希望する高校を選択できるよう、普通科の通学区域を京都市北・南通学圏（2 通学圏）から 1 通学圏に統合する。
- (3) 前期・中期・後期の 3 回の受検機会を確保する。
- (4) 「総合選抜制度」を廃止し、「単独選抜制度」を導入する。

なお、新制度は、平成 26 年度入学者選抜から実施される。

2 資料

- (1) 京都市・乙訓地域公立高校の新しい教育制度リーフレット
- (2) 京都府公立高等学校入学者選抜に係るアンケートの結果について

※市会ホームページで御覧いただけます。

3 市会の動き

(1) 本会議

平成 24 年 3 月 2 日	代表質問	総合選抜制度の「バス停方式」廃止
平成 24 年 10 月 1 日	代表質問	公立高校入試制度の見直し
平成 24 年 11 月 30 日	代表質問	公立高校の総合選抜制度の見直しについて
平成 25 年 5 月 17 日	代表質問	高校の入学制度改革と魅力ある高校教育の推進

(2) 教育福祉委員会

平成 23 年 11 月 9 日	公立高校の入試制度についての質疑応答
平成 24 年 6 月 20 日	公立高校の入試制度の改善に向けた議論についての質疑応答
平成 24 年 7 月 11 日	京都市乙訓地域公立高等学校教育制度に係る懇談会についての質疑応答
平成 24 年 8 月 22 日	「京都市・乙訓地域公立高等学校教育制度に係る懇談会」の「まとめ」についての理事者報告及び質疑応答
平成 24 年 10 月 19 日	京都市・乙訓地域公立高校の新しい教育制度（案）についての理事者報告及び質疑応答
平成 24 年 11 月 7 日	公立高校の新しい教育制度についての質疑応答
平成 24 年 12 月 18 日	京都市・乙訓地域公立高等学校の新しい教育制度（案）に係る意見募集の結果についての理事者報告及び質疑応答
平成 25 年 1 月 23 日	全日制普通科の類・類型制度の廃止についての理事者報告及び質疑応答

第 9 河川浸水対策緊急事業について

1 はじめに

本市では、平成 24 年 3 月に、「京都市河川整備方針」を策定し、概ね 10 年に 1 度の大雨にも耐えうることを整備目標としたが、本市が管理する普通河川は、短時間の局地的な集中豪雨（ゲリラ豪雨）によって増水する危険性があり、河川改修等による浸水対策の実施が喫緊の課題となっている。

近年、頻繁に発生する局地的集中豪雨や、平成 24 年 8 月に宇治市等で大規模な浸水被害が発生したことを受け、「市民の暮らしを守る～河川浸水対策緊急事業～」として平成 24 年 11 月市会において補正予算を編成し、浸水を未然に防ぐための緊急対策を実施するとともに、治水安全度向上のための普通河川の整備プログラムを策定した。

過去に浸水被害が発生した河川のうち、対策済及び既に対策に着手している河川を除く 8 河川について、治水安全度調査を行い、整備プログラムに基づき、整備を進める。早期に対策可能な河川については、平成 26 年度から事業着手し、対策に時間を要する河川については、河川ごとに流域の特性に応じた中長期対策を検討することとしている。

2 資料

- (1) 「市民の暮らしを守る～河川浸水対策緊急事業～」の実施について

※市会ホームページで御覧いただけます。

3 市会の動き

- (1) 本会議

平成 24 年 3 月 2 日	代表質疑	政策の融合による「雨に強いまちづくり」の推進
平成 24 年 10 月 1 日	代表質問	都市型水害対策
平成 24 年 11 月 30 日	代表質問	河川改修の今後の方向性

- (2) まちづくり委員会

平成 24 年 4 月 26 日	「京都市河川整備方針の策定」についての理事者報告及び質疑応答
平成 24 年 9 月 6 日	大雨の被害対策についての質疑応答
平成 25 年 4 月 11 日	河川・排水路整備についての理事者報告及び質疑応答
平成 25 年 11 月 7 日	「市民の暮らしを守る～河川浸水対策緊急事業～」の実施についての理事者報告及び質疑応答

第 10 京都第二外環状道路開通について

1 はじめに

京都第二外環状道路（通称「にそと」）は沓掛 IC～大山崎 JCT・IC 間をつなぐ京都縦貫自動車道の一部であり、平成 25 年 4 月 21 日午後 3 時に開通した。京都市西部の主要道路を輪のようにつないでおり、京都都市圏の環状機能を生み出すことで、新たな交通の流れを作り出している。

この開通に伴い、以下の効果が期待される（※ 国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所及び西日本高速道路株式会社記者発表資料より抜粋）。

(1) 広域ネットワークの形成

京都縦貫自動車道が名神高速道路に接続され、高速道路ネットワークが充実し、人とモノの流れに大きな変化をもたらす。

(2) 交通混雑の緩和・交通安全の確保

洛西・乙訓地域から交通を転換し、交通混雑の緩和及び交通安全の確保を図る。

(3) 観光振興・地域経済の活性化

京都府の南北軸が強化され、府域全体での観光振興及び地域経済の活性化が期待される。

2 資料

(1) <http://www.kkr.mlit.go.jp/kyoto/contents/nisoto/>

※当該事業は国の直轄事業のため、国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所のページを掲載しています。

3 市会の動き

まちづくり委員会

平成 24 年 12 月 19 日 第二外環開通に伴って建設される道路について

平成 25 年 4 月 25 日 第二外環ハーフインターについて

第 11 上下水道料金改定について

1 はじめに

上下水道の料金制度については、昭和 56 年以降、大きな変更を行うことなく運用してきたが、この間、低成長社会への移行や少子高齢化の進行、環境意識の高まり、さらに、節水型社会の進展による水需要の長期的な減少など、上下水道事業を取り巻く状況は大きく変化している。

また、東日本大震災の発生等を契機に、地震等の災害に強い上下水道の構築がますます重要になる一方、高度成長期に整備した大量の施設が順次耐用年数を迎えることから、特に水道事業で、老朽化した水道管の更新のスピードアップが喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、平成 25 年 10 月に上下水道料金の改定を行った。今回の料金改定は、今後更なる経営の効率化を行うとともに、水道事業・下水道事業それぞれの累積収支の均衡を図り、そのうえで、水道管路の改築更新の拡大など持続可能な事業運営を確保するための料金水準を設定した。併せて、今日の社会状況の変化に対応した料金体系・料金収納サービスへの見直しを行い、世代間の負担の公平も含めて、市民・事業者が、適正かつ幅広く料金を負担する制度を構築した。

2 資料

- (1) 上下水道事業 PR リーフレット「上下水道料金を改定します」

※市会ホームページで御覧いただけます。

3 市会の動き

(1) 本会議

平成 25 年 2 月 26 日	代表質疑	上下水道料金の改定
平成 25 年 2 月 27 日	代表質疑	上下水道料金の改定
	代表質疑	上下水道事業の今後の取組
平成 25 年 5 月 17 日	代表質問	水道料金値上げの中止

(2) 交通水道消防委員会

平成 25 年 1 月 25 日	上下水道料金の改定についての質疑応答
平成 25 年 3 月 15 日	水道料金の値上げ撤回に係る請願についての質疑応答

(3) 予算特別委員会

平成 25 年 3 月 5 日	上下水道料金の改定についての質疑応答
平成 25 年 3 月 6 日	上下水道料金の改定についての質疑応答
平成 25 年 3 月 13 日	上下水道料金の改定についての質疑応答
平成 25 年 10 月 10 日	上下水道料金の改定についての質疑応答

第 12 交通事業経営健全化に向けた増収増客の取組 について

1 はじめに

本市の交通事業を取り巻く経営環境は、非常に厳しい状況にある中、平成 22 年 3 月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づく新たな経営健全化計画として、京都市高速鉄道事業経営健全化計画及び京都市自動車運送事業経営健全化計画を市会の議決を経て策定した。

これまでの間、経営健全化計画に掲げた健全化策を全庁を挙げて全力で取り組んだ結果、平成 24 年度決算では、市バス事業において、1 日当たりの旅客数は前年度比 7 千人の大幅増となるとともに、資金不足比率は経営健全化基準未満となる 17.2%となり、計画よりも 3 年前倒して経営健全化団体から脱却することができた。

また、地下鉄事業においても、1 日当たりの旅客数は前年度比 5 千人増となり、現金収支も 4 年連続の黒字となるなど、健全化計画を上回るペースで改善が進んだ。

ここでは、平成 25 年に実施した増収増客の取組について、資料を掲載する。

2 資料

- (1) 交通系 IC カードの全国相互利用サービスがいよいよ始まります！
- (2) 地下鉄京都駅「Kotochika（コトチカ）京都」グランドオープンについて
- (3) 平成 25 年 3 月実施予定の市バス新運転計画について
- (4) 地下鉄京都駅「Kotochika（コトチカ）京都」グランドオープン開業記念式典及びオープニングセールについて
- (5) 地下鉄三条京阪駅におけるコンビニエンスストア「セブン-イレブン」のオープンについて

※市会ホームページで御覧いただけます。

3 市会の動き

(1) 本会議

平成 25 年 2 月 26 日	代表質疑	市バス・地下鉄再建の見通し
平成 25 年 2 月 27 日	代表質疑	「市バス・地下鉄中期経営方針」におけるお客様サービス向上策
平成 25 年 10 月 2 日	代表質問	交通事業の経営健全化と台風 18 号による被害への対策
平成 25 年 12 月 2 日	代表質問	市バス・地下鉄運賃改定と経営健全化

(2) 交通水道消防委員会

平成 25 年 3 月 15 日 経営健全化の取組についての質疑応答

平成 25 年 4 月 27 日 地下鉄・市バスにおける増収及び増客への取組についての質疑
応答

平成 25 年 8 月 5 日 地下鉄・市バスの経営健全化についての質疑応答

資 料

第1 平成25年 市会本会議・常任委員会等開会数一覽

本 会 議, 市 会 運 営 委 員 会 等														
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	計	備考(内数)
本会議		3	1		4	2			2	3	2	2	19	
市会運営委員会		4	6	1	8	5	1		6	4	3	3	41	理事会 18 回
常 任 委 員 会														
経済総務委員会	2	1	3	2	2	1	1	1	1	2	1	3	20	実地視察 2 回
くらし環境委員会	2	1	3	2	2	1	1	1	1	2	1	3	20	実地視察 2 回
教育福祉委員会	2	1	3	2	2	1	1	1	1	2	1	3	20	実地視察 0 回
まちづくり委員会	2	1	3	2	2	1	1	1	1	2	1	3	20	実地視察 2 回
交通水道消防委員会	2	1	2	2	2	1	1	1	1	2	1	3	19	実地視察 2 回
計	10	5	14	10	10	5	5	5	5	10	5	15	99	
予 算・決 算 特 別 委 員 会														
予算 特別委員会		12	16		4	5	2		12	1	4	4	60	第1小委員会 2 回 第2小委員会 2 回 第1分科会 14 回 第2分科会 13 回 第3分科会 13 回
決算 特別委員会									4	20			24	第1分科会 7 回 第2分科会 6 回 第3分科会 6 回
計		12	16		4	5	2		16	21	4	4	84	
市 会 改 革 推 進 委 員 会														
市会改革 推進委員会	1	1	1	1		1	1	1	1	2	1	1	12	

第2 平成25年 請願等受理及び処理件数一覧

区 分 委員会別		請 願									陳情 受理 件数
		受 理 件 数			処 理 件 数					継 続	
		繰越し	新	計	採択	不採択	審議未了	取下げ	計		
1/1 s 3/22 (前任期)	経済総務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	くらし環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育福祉	5	8	13	0	6	0	2	8	5	2
	まちづくり	0	6	6	5	1	0	0	6	0	2
	交通水道 消防	0	27	27	0	0	0	0	0	27	0
	計	5	41	46	5	7	0	2	14	32	6
5/14 s 12/31 (今任期)	経済総務	0	56	56	0	56	0	0	56	0	5
	くらし環境	0	2	2	2	0	0	0	2	0	0
	教育福祉	5	18	23	1	1	7	2	11	12	7
	まちづくり	0	6	6	1	0	0	1	2	4	0
	交通水道 消防	27	1	28	0	0	27	0	27	1	0
	計	32	83	115	4	57	34	3	98	17	12
通年合計		37	124	161	9	64	34	5	112	49	18;

第3 平成25年 市会本会議における議案審議件数一覧

会 期	区 分	議員提出議案				市長提出議案					合 計
		条 例	意 見 書	決 議 議 案	そ の 他	小 計	条 例	予 算	決 算	そ の 他	
第 1 回市会 (定例会)	2/20 ~3/22	4	14	1	19	51	33	0	21	105	124
第 2 回市会 (定例会)	5/14 ~5/28	1	8	0	9	10	4	0	14	28	37
第 3 回市会 (臨時会)	6/24 ~6/27	0	0	0	0	2	14	0	0	16	16
第 4 回市会 (定例会)	9/24 ~10/28	0	13	0	13	54	7	22	14	97	110
第 5 回市会 (定例会)	11/26 ~12/11	0	11	0	11	22	3	0	25	50	61
合 計		5	46	1	52	139	61	22	74	296	348
審議結果	可決※ ¹	5	30	1	36	138	59	0	73	270	306
	認定※ ²	0	0	0	0	0	0	22	1	23	23
	修 正	0	0	0	0	1	2	0	0	3	3
	継 続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	否 決	0	16	0	16	0	0	0	0	0	16
	撤 回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 原案に対する修正案が提出されたが否決され、原案が可決された場合は、原案のみ件数に数えている（修正案は件数に含めていない。）。

※1 同意又は可と認める場合を含む。

※2 承認を含む。

第4 平成25年 月別・

分類	1 月	2 月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
00 総 記				5		1		2
10 哲 学								
20 歴史・地理						1		
3 社 会 科 学	0 総 記		2			1	1	1
	1 政 治	3	2	4	2	1	2	3
	(18)地方自治	2	7	3	6	6	7	3
	2 法 律	3	1	1	2	11		5
	3 経 済	1	1	1	1		3	2
	4 財 政			1	3		2	2
	5 統 計			1	2		1	
	6 社 会	8	3	8	6	2		2
	7 教 育	3	1	1		1	1	1
	8 風俗・習慣							
9 国防・軍事						1		
小 計	20	17	20	22	21	18	10	15
40 自然科学					2		1	1
50 工 学	1		3	5	4	1	1	
60 産 業			7	2	4	1	3	1
70 芸 術				2				2
80 語 学								
90 文 学							2	
*別置図書	3	3	47	13	6	4	17	12
合 計	25	20	77	49	37	26	34	33
除 籍 冊 数								

(*別置図書：白書，六法，年鑑，辞書，地図など)

分類別 図書増加数一覽

(単位：冊)

9月	10月	11月	12月	受入数 合計	除 籍 合計	差 引 増加数	24年末蔵 書数	25年末蔵 書数
	1			9	0	9	809	818
				0	0	0	728	728
1				2	0	2	2,092	2,094
				5	0	5	447	452
	1	1	1	22	0	22	1,830	1,852
4	12	7		59	0	59	2,959	3,018
	2			25	0	25	3,031	3,056
1	1	2	2	15	0	15	1,590	1,605
1	3	5	2	19	0	19	1,582	1,601
2			1	7	0	7	221	228
2	2	2	1	36	0	36	2,268	2,304
1				9	0	9	698	707
				0	0	0	232	232
				2	0	2	73	75
11	21	17	7	199	0	199	18,560	18,770
1				5	0	5	393	398
	4	3	1	23	0	23	1,012	1,035
1		1		20	0	20	802	822
	1			5	0	5	411	416
		2	1	3	0	3	224	227
				2	0	2	435	437
8	1	3	8	125	0	125	2,352	2,477
22	28	26	17	393				
					0	393	24,190	24,583

第5 平成25年 月別・分類別

分類	1 月	2 月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
00 総 記	1							
10 哲 学								
20 歴史・地理			2			2	1	
3 社 会 科 学	0 総 記							
	1 政 治	3	1	1	1	1		
	(18)地方自治	8		2	3	2	5	4
	2 法 律		4	1	1	7		2
	3 経 済					1		
	4 財 政		3				2	1
	5 統 計	1					1	
	6 社 会		2	2		5	1	4
	7 教 育		1					
	8 風俗・習慣							
9 国防・軍事								
小 計	12	11	6	5	16	9	11	9
40 自然科学					1		1	3
50 工 学	8	3		1	5	1		1
60 産 業						1		1
70 芸 術					1			
80 語 学				1				
90 文 学						1	2	3
* そ の 他	2	5	1	1			3	2
合 計	23	19	9	8	23	14	18	19

(*その他：雑誌，白書，その他資料類)

図書及び資料貸出状況一覧

(単位：冊)

9月	10月	11月	12月	25 合 計	24 合 計	増△減
		2		3	0	3
				0	1	▲ 1
	1			6	34	▲ 28
		4		4	12	▲ 8
	1	10		18	27	▲ 9
1	9	2		38	63	▲ 25
1			1	17	22	▲ 5
3		2	5	11	4	7
3	3		3	17	13	4
		2		4	6	▲ 2
1		2		22	37	▲ 15
				1	5	▲ 4
				0	0	0
				0	0	0
9	13	22	9	132	189	▲ 57
1				6	1	5
6	2	2	3	32	40	▲ 8
	1		3	6	14	▲ 8
		1		2	2	0
	2			3	3	0
				6	0	6
	6	1	2	23	89	▲ 66
16	25	28	17	219	373	▲ 154